

第520回（定例）福崎町議会会議録

令和7年9月25日（木）
午前9時30分開議

○令和7年9月25日、第520回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	中田貴子	8番	田中康智
2番	牛尾成利	9番	住谷庸子
3番	牛尾雅一	10番	北山智恵
4番	大住文子	11番	前川裕量
5番	三輪一朝	12番	城谷英之
6番	吉高平記	13番	植岡茂和
7番	小林博	14番	竹本繁夫

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局長澤田和也 主事阿保佑夏

○説明のため出席した職員

町長	尾崎吉晴	副町長	近藤博之
教育長	高橋涉	公営企業管理者	福永聰
技監	津田知宏	町参事兼総務課長	岩木秀人
企画財政課長	蔭谷秀樹	税務課長	岡本昌典
地域振興課長	成田邦造	住民生活課長	山本克典
福祉課長	小幡伸一	ほけん年金課長	西村由紀子
農林振興課長	山下勝功	まちづくり課長	増山剛
上下水道課長	橋本繁樹	会計管理者	福永知美
学校教育課長	吉高美鈴	社会教育課長	木ノ本雅佳

○議事日程

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

第1 一般質問

- | | |
|--------------|--|
| 第7号 6番 吉高平記 | (1) 区長会要望について
(2) 行政懇談会について
(3) 行政改革について |
| 第8号 10番 北山智恵 | (1) カーブミラーの設置について
(2) 音響式信号機の追加設置について
(3) 公園遊具について |
| 第9号 3番 牛尾雅一 | (1) 持続可能な農地管理について
(2) 前回の質問（東部工業団地拡張について）の追加質問 |

第10号 5番 三輪一朝 (1) 一部事務組合における大規模自治体の動向にともなう本町に対する財政的リスクと、大規模自治体の動向の把握にむけた動き等について

第11号 7番 小林博 (1) 行政改革
(2) 契約問題
(3) 国保及び後期高齢者医療保険
(4) 安全な街づくり
(5) 環境問題等の懸案事項について

開 議

議長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長 日程第1は、一般質問であります。
7番目の質問者は、吉高平記議員であります。
質問の項目は
1、区長会要望について
2、行政懇談会について
3、行政改革について
以上、吉高議員。

吉高平記議員 皆様、おはようございます。議席番号5番の吉高平記です。議長の許可を得て、一般質問通告書にのっとり質問します。
まず最初は、区長会要望についてです。
区長会要望は、毎年新たに要望する事項と引き続き要望する事項の2つがあります。
後者の引き続き要望する事項につきまして、過去5年間の件数と要望がかなえられた件数は、おのおの年度別に何件でしょうか、お尋ねします。

総務課長 引き続き要望する事項の件数と、それに対する要望がかなえられた件数を過去5年間申し上げます。

令和2年度10件中ゼロ件、令和3年度14件中1件、令和4年度10件中1件、令和5年度11件中ゼロ件、令和6年度13件中1件、以上でございます。

吉高平記議員 10分の1、あるいはゼロというような感じですが、そうしますと、新たに要望する事項と、それから引き続き要望する事項を合わせて、令和6年度時点では、全体でしかかり中のものは何件あるでしょうか。

総務課長 申し訳ありません、引き続き要望する事項の中でのしかかり中の件数のお答えとなります。令和6年度時点では、7件でございます。

吉高平記議員 了解です。一例としましては、昨年度要望しました県管理の七種川の浚渫工事、

これにつきまして、長野橋より下流は今年の3月末から4月の初めに実施されておりました。非常にきれいになっておりました。確かに令和6年度に着手はされたという実績はつくられてました。

しかし、それ以降の工事はストップして、長野橋より上流は全く手つかずのまま置いてあります。これはいつ実施される予定でしょうか。

まちづくり課長 七種川の浚渫工事につきましては、議員のおっしゃるとおり、令和6年度は、令和7年度に繰越しをしながら、JR播但線から長野橋までの間を施工していただきました。県では引き続き、河川内の堆積土砂・立木等による河積阻害の状況等を考慮しながら、築堤部や湾曲部など治水上、緊急性の高い箇所から実施するとしており、令和7年度は長野橋の上流域を候補に今後の測量結果を鑑み、浚渫が必要であると判断した箇所について実施すると聞いています。

吉高平記議員 そうすると、いつ実施されるかはまだ未定ということでしょうか。

まちづくり課長 10月末までが出水期となっております。その後に測量を行い、実施するという形になると思います。

吉高平記議員 七種川は、県河川では全体的に見ればそれほど大きくない河川かもしれませんのが、一旦氾濫すれば同じような被害もありますんで、やっぱり七種川は県河川から言えば、非常に予算が余ったらする程度の位置づけのレベルの河川なんでしょうか。

まちづくり課長 先ほど答弁させていただいたとおり、現時点では長野橋上流は候補の一つとなっており、町としては浚渫工事の必要性を県に訴えていきたいと考えております。ただし、七種川の浚渫工事を実施する姫路土木事務所福崎事業所の所管は、神崎郡内となります。このため10月末までの出水期における大雨等により、神崎郡内の県管理河川において河積を阻害している土砂が多く、人家等その周辺に与える影響が七種川より大きいと判断された場合は、七種川より優先される場合もあります。

吉高平記議員 10月以降引き続き実施されることを願っております。できれば、七種川の長野橋よりちょっと上流じゃなくて、板坂・田口あたりまでも今年度浚渫工事を推進されるよう、県に交渉していただけるようお願いいたします。

続きまして、区長会の要望には、特に引き続き要望する事項に該当するものかとは思いますが、県や国、そして警察に関するものが多くあります。そのため、区長会の回答でも、国や県、警察と協議を重ね、要望していきますとの回答をよく見かけます。

しかし、県や国に対して要望実現のために要望内容を会議で伝えるだけの仕事にならないでどうか。他市町に負けないように、個別にキーマンとなる責任者に対して訪問を重ね、そして陳情して、区長会要望の実現を訴えておられますが、その辺りをお尋ねいたします。

まちづくり課長 区長会要望に関する県への要望につきましては、先ほど申し上げましたとおり、担当課長にまず協議をさせていただき、また、毎年実施しています福崎町と姫路土木事務所との事業連絡調整会議においても、そのほか福崎町と中播磨県民センターとの意見交換会においても要望をさせていただいております。

また、西播磨市町長会などでは浚渫等各市町に共通する課題について、共同で国、県や国会議員、県会議員に要望させていただいております。

吉高平記議員 先ほど言いましたように、その辺りは他市町と一緒にするという、あまり福崎町が目立った、あるいは福崎町独自のアピールができない場が多いかと思います。こういった要望は特にそのキーマン、別に公のルールを違反するわけじゃないんですが、訪問を重ね陳情し、熱意を持って訴えるというのが突破口になることが

多々ありますんで、その辺りを今まで以上に力を入れ推進していってもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 議員のおっしゃるとおり、粘り強く地元の思いを県、国に要望していきたいと思います。

吉高平記議員 よろしくお願ひします。

そして、もう一つの新たに要望する一例としては、本年度、桜地区の塩田池の改修工事依頼をリストアップさせてもらいました。できるまで毎年リストアップする予定ですので、来年は引き続き要望する事項に入るかもしれません。これは自治会単独で農林振興課に5年以上前から依頼してきたものなんですが、一向に前に進まないので、今年度区長会要望としても挙げさせてもらっています。

県のため池定期点検で、5年ほど前から、つまりここではデータとしてあるのが2020年の6月に要早期改修として評価されています。そして、2023年11月にも引き続き、要早期改修と総合評価されています。塩田池が決壊すれば、桜、長野は田んぼだけですが、福田の住宅、県道、七種川まで直接被害が及び、ひいては浄水場の機能まで影響が及びます。

財政逼迫の中ですが、塩田池の改修工事についてはどのように対応をお考えでしょうか。

農林振興課長 福崎町では要早期改修と判定されているため池は11池あります。現在は、大規模なため池から順次、計画的に整備を進めているところでございます。

塩田池の改修についてでございますが、今、一向に進まないということを言われましたが、兵庫県との協議の結果、少し先にはなるんですが、令和10年度に調査計画を実施する予定ということになっておりまして、同様の報告は集落のほうにも行わせていただいております。

なお、このため池の整備時期についてでございますが、ため池の老朽度や危険度など緊急性を考慮しながら計画をしておりますが、状況の変化などにより、この整備順序などにつきましては変更となる場合もございますので、その点はご理解をお願いいたします。

吉高平記議員 できるだけ、ほかの地区の必要な池同様に、この塩田池もよろしくお願ひいたします。

区長会の要望は各自治体の要望の全てではありません。重要度の高いえりすぐられたものなので、町民のために早期実現を目指し、知恵を出し、積極的に行動していただけるようお願いいたします。

次は、行政懇談会についての質問に移ります。

今回は、令和7年10月から令和8年9月までの1年間の予定となっています。今年の春の区長会で要望し、実現の運びになったことに感謝をいたします。

本題に入る前に、町行政の町民に対する情報発信手段として、広報紙、防災無線、ホームページなどがありますが、これらは一方通行の情報であり、受け手の町民にどれくらいのものが行政側の伝えたい内容が意図するように伝わっているか、この辺りを定期的に何か確認されているのでしょうか。

総務課長 伝えたい内容が町民の皆様に伝わっているかという確認はなかなか難しいと考えております。

少し異なるかもしませんが、総合計画の策定時のアンケートにおきまして、直近では令和5年1月、その前はおおむね5年前の平成30年6月にそれぞれアンケート調査の中で、「あなたはどのような方法で町に関する情報を知りたいと思いますか」という問い合わせをさせていただいております。2回のアンケートでは、おおむね同じような結果となっております。

3つまで選べる設問となっているところなんですが、令和5年1月のアンケートの結果で申し上げますと、1番が町の広報紙で79%、2番が回覧板60%、3番が議会だより35%、4番が町ホームページ28%、5番が防災行政無線12%、6番、電子メール10%、7番、SNS9%、8番、公共施設における掲示6%となっているところでございます。

吉高平記議員 先ほど、総務課長からいろいろな情報を得ている住民の話がありました。ただ、高齢者同士の話では、パソコンはないので町のホームページなど見たことがない、スマート폰はあっても電話やメールがほとんどで、福崎町のホームページなど知らない、また、広報紙など配られているけれども関心のあるところしか見ていない、あるいは見ることなく捨てている等々の話が耳に届きます。

これらの情報伝達は、本当に行政側が伝えたいことではなくて、受け手がちょっと関心あるところだけを取り、あるいは聞いてる、見てるというような状況が現状かと思います。

それに対しまして、行政側が意図を伝える手段としては、行政懇談会のように直接住民と話し合い、そういった場が持てることは、住民全員が参加するわけではありませんが民主主義にとって非常に大切なことであると思いますが、いかがでしょうか。

町長 今、吉高議員がおっしゃいましたですけれども、町のホームページを見たことがないという方も多いというようなことなんですが、そうであるからこそですね、いろんな媒体を通じてですね、住民の皆さんにPRしていくことが大事だなという思いですね、こういったことをやっているということでございまして、行政懇談会につきましては、直接地域住民の皆さんとお顔を合わせて、行政の意図を伝えたり、意見交換ができる場として有効な手段であるというふうに考えております。

吉高平記議員 私も何回か出席させていただいて、行政側と住民とが話できる非常に貴重な場かと思っております。

これまでの行政懇談会で、地域住民との話で、感想とか、その反応についてですが、参加者数やその時々の問題点・課題などによって地域ごとの温度差はあるかと思いますが、地域住民の感想とか反応といったのは大体どんな感じでしょうか。

町長 集落の皆さんと私をはじめ役場の職員が伺ってですね、お話をするとという機会は多くはございませんので、参加していただいた方々の大半はですね、積極的にまた好意的に話を聞いてくださっていると、このように受け止めております。

区長様をはじめ役員の皆様にはお世話になりながら温かく迎えていただいていることがありますことを感謝いたしております。

吉高平記議員 その行政懇談会で各地区で出た問題点、課題への対応、対策につきまして、検討内容の回答というものは、その場で回答できないものは、後日文書で回答するような対応をされてきたのでしょうか。

町長 はい、そのようにさせていただいております。

吉高平記議員 1時間から2時間程度の行政懇談会の時間では、特定の話題で参加者全員の聞きたいこと、尋ねたいことへの質疑応答が困難かと思いますが、それらについてのフォローはどのようにされていますか。時間が来たら終わりということではないかとは思うんですが、いかがでしょうか。

総務課長 その時々のケース・バイ・ケースという形になりますが、最後のほうで重要な話が出たときには時間を延長したようなケースも前回ですけどもございますし、その後、時間がかかるようなものについては別途、区長さんを通じてのやり取り

を担当課なりでさせていただいておるというような形もございます。

吉高平記議員 せっかくの機会ですので、できるだけたくさん人の意見を聞いて、その場でなかっても先ほどおっしゃったように後々でちゃんとフォローいただけるような活動をよろしくお願ひします。

住民の満足度を図るために一般的な民間では顧客満足度調査というものをしますが、役所では、住民満足度何とか何とか調査というようなものになるかもしれません、自治会長のみでなく、参加者全員に対して何か実施して、それを次の行政懇談会の内容のレベルアップを図っていくための材料にするというような活動もされているんでしょうか。

総務課長 住民満足度調査的なものというのは実施はしておりません。行政懇談会でいただきました質疑や願い、要望等につきましては全てリストアップをして整理をいたしまして、各所管の関係課にも、出席していない関係課にも共有をして、その上で対応が必要なものは対応するという形を取らせていただいております。

ただ、内容が様々でありますので、全ての住民の皆様のご意見やご要望に100%対応できているというようなわけではございませんが、そういうような形でございます。

吉高平記議員 せっかくの機会でせっかくの意見、あるいは住民との顔合わせですんで、その辺りを大事にしてやっていっていただきたいなと思っております。

ちょっと一般的な話になるかもしれません、行政懇談会の実施は定期的にされてるんですか。それとも町長がやるぞというときにされるんでしょうか。

総務課長 定期的ではないですが、町長の意思次第ということではなく、総合的に判断して、実施時期を決めさせていただいております。

過去の経緯といたしましては、直近の開催は約4年前の令和3年9月から令和4年11月となっております。その前は平成28年7月から平成31年2月までで、これもおおむね4年前と言えるかと思っております。そのときはちょっと2年半かけての実施となっております。その前は平成22年6月から平成23年3月の実施で、その約6年前となっております。

吉高平記議員 これは、町長はじめ幹部、あるいは担当課長と大勢行って大変な時間も必要なことかもしれません、一番民主主義にかなった接点の一つであろうと思いますんで、もうちょっと頻繁にさせていただけたらどうかなとは思っております。継続的にあまり期間を置かずにやっていただけたら、より地域住民との意思疎通も図れ、また、こちらがというか、行政側が伝えたいことを直接、第三者を通さずに話できて、誤解のないように伝言ゲームじゃないような形で意思も伝わるかと思ひますんで、頻度をもうちょっと上げていただけたらと思っております。

私がこの春、行政懇談会の開催を求めたのは、消防署の建て替え、ごみ処理場の新しい新設、それから長期的な視点での水道料金の値上げ等で、住民に負担をかけることになる案件について、前もってしっかりと分かりやすく、直接町民に話して、納得を得るように努めるための機会として提案いたしました。

当日の行政側の重点事項の説明、質疑応答、地元の要望事項への対応等のプログラムの中で、このたびの行政懇談会は、この行政側の重点説明事項はどのような事案として、今用意されてるんでしょうか。

町長 今、議員が言われたような内容も含むんですが、町の重点事業を中心に財政状況なども報告をさせていただきたいと、このように思っております。

吉高平記議員 議会側が議案を提出して、この議場で審議して、可決か否決かというようなパターンだけではなくて、やっぱり前もって長期的な視点で住民の納得を得るような土壤づくりもしていっていただきたいなと思っております。

次ですが、一番最初のほうの質問にも関連するんですけども、行政側の町民に対する、現在一方通行の情報発信手段の改善策として、これまで無関心層であった人たちも広報紙、それから防災無線、ホームページなどを読んでもらうための工夫とか、聞いてもらうための工夫、のぞいてもらい、検索してもらう工夫にもっともっと力を入れて、アプリケーションを増やして投資していくべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

総務課長 情報のやり方、いろいろありますけども、町民の方々に知っていただくことが目的となり、一方通行になってしまふということは、言われるとおり承知をいたしております。

しかしながら、情報発信手段も多様化しておりまして、世間でやられている全てをなかなか網羅するっていうことは、費用とか職員の負担が増える部分もございまして、継続的に実施していくという上でなかなか難しい面もございます。また、パブリックコメントなど町民の皆様からの反応、レスポンスが必要となる情報につきましては、多くの方に目に触れていただくような工夫も必要と思っております。

情報の内容によりまして、情報発信の手段や方法を使い分けていく必要もあると考えておりますし、また、議員の言われましたように一定の投資を行っていくべきということもそのとおりだと考えております。費用面、またタイミング等含めまして、より効果的な効率的な方法を採用していきたいと考えているところでございます。

吉高平記議員 今、日進月歩でして、SNSの双方向通信の利点を生かした情報発信ツールだけでなくて、最近、とみに進化してますAIで悪意のあるものやハラスマント内容は除外して、本当に町民のため、あるいは町政のために役立つような情報だけを引っ張ってきて、それで通信できるような、そういう知性ある情報通信を研究して、町のために将来投資されていったら、もっともっと、いい意味での情報の双方通信ができるんじゃないかと思っておりますんで、その辺りは今後も研究していっていただきたいなと思っております。

次の質間に移ります。行政改革についてです。

今年7月によろしく行政改革調査特別委員会を立ち上げ、活動を開始しました。

第6次行政改革の最終年度である令和7年度、今年度は現行の第6次行政改革の現状確認からスタートしています。Plan、Do、Check、ActionのPDCA管理サイクルを回すための基本項目として、現状確認、問題点、課題の掘り起こし、そして次に活かすことの報告様式で調査を開始しました。

計画のPDCAの単語は、行政側から度々聞いておりました。ただ、どのレベルでの深さですか、どの程度真剣に取り組むかは、そのテーマとメンバーの力量次第となっています。

第6次行政改革の過去4年間について、今年3月の一般質問での答弁では、毎年テーマ項目の担当課長が振り返りをしているとのことでした。一体どのようにしてPDCAサイクルを回しておられたのか、第1回目の行政改革調査特別委員会で、行政側が各テーマの評価として小さい一つの枠の中に担当課長の振り返りを記載されていましたが、過去そのようなものだったのでしょうか。

企画財政課長 数値目標があるものにつきましては毎年、決算報告書に、めざそう値という表にしまして、目標値と5年間の実績の数値を記載し、必要に応じ、事業の成果、課題・改善の欄に目標に対する成果や今後の方針などを記載しております。

吉高平記議員 この質問で後で言いますけれども、第6次の実施テーマ42件のうち、数値目標があったのが20件、全体の48%。こういったもので半分以上が具体的な数

値目標がなく、なかなか評価するのも苦しいかなとは思います。今回の調査特別委員会でその辺りも各議員が指摘され、第7次に向けての改善につながっていくことを期待はしています。

この第6次行政改革大綱では、必要に応じて実施計画を見直し、ホームページで町民に公表するとありましたが、一度もホームページの内容も更新されずということは、見直しもされなかつたということかと思います。最初の計画のみに記載されていたので、毎年のP D C Aのプロセスも分からぬ状況です。問題なしと担当課長が評価され、それを町長が承認されてきたというのが実態でしょうか。

企画財政課長 行政改革実施計画の見直しにつきましては、計画の途中で大幅に見直すべき項目がなかつたため、見直しを行つておりませんでした。

なお、毎年のP D C Aは、先ほど説明しましたとおり、決算報告書で効果の検証や評価を行つてあるところでございます。

吉高平記議員 数値あるものはいいんですが、ないものを達成状況を判断されたときに何を基準にされてきたのか、お伺いします。

企画財政課長 数値目標のないものの達成状況については、現在行つております事務事業の進捗に照らし合わせて判断をしております。この評価・検証につきましては、令和7年度は、行政改革調査特別委員会及び行政改革懇話会でお示ししたところでございます。

吉高平記議員 数値あるものないもの半々ぐらいというような第6次ですが、それ以前、第5次以前の実施計画でも同じように定量的な数値目標半分、定性的な感覚的な文章半分みたいな状況だったのでしょうか。

企画財政課長 第5次行政改革実施計画では、推進項目44項目中、目標数値のあるものが6項目で、目標値がないものが38項目でございました。

吉高平記議員 行政改革調査特別委員会でその辺りも各議員から指摘され、第7次はほとんどが数値あるものに変わつていくようなことは、今回の調査特別委員会の一つの成果ではないかとは思います。

ただ、数値を達成したからといって、当初の狙いが達成できているかどうか、その指標がジャストフィットの数字で反映されているかは、その時々の内容、あるいはテーマについて振り返りで必要になつてくるかとは思います。少なくとも、感覚的な文章だけでレベル1から10の間の1、2をしてても、できたできたでは終わらないように、第7次行政改革のほうは、立案段階から調査特別委員会が入つて提言をしていきたいとは思つております。

特に第6次実施計画で皆さんからも指摘があつたのが、5W1Hとしまして、責任者は誰なのか、課長なのか、一般担当者なのかが非常に不明であったこと、また、実施計画は5年間1本だけの線がさつと引いてあって、年度ごとで何をどこまでするのか不明であること、また、テーマに関わる人件費とか損益も不明であること、これらが非常に目についておりました。年度ごとに何をするのかをもっともっと明確にすることが基本です。

さらに、責任者が関係部門などの表記では、町民が公開された資料を見ても、どの部門か全く分かりません。全部門記載して、各課のテーマを記載するべきでしたと思います。

第6次実施計画では何かつくることが意義があつて、実施することは二の次だったような印象も受けるのですが、そんなことはないとおっしゃると思いますが、いかがでしょうか。

企画財政課長 役場でいうところの課の責任者は当然のことながら、その課の課長となります。

責任者をわざわざ特定するような記載はいたしません。第6次行政改革実施計画は、その計画時の社会経済状況や町の財政状況、住民のニーズ等を考慮しながら、行政改革本部・検討委員会で案を作成し、行政改革懇話会に諮り策定したものでございます。当然ながら実施することを前提とした計画としております。

吉高平記議員 先ほど申しました、どの部門か分からぬという関係部門、実際、第7次行政改革の調査特別委員会で詳細を見ますと、関係部門、多くとも三つ四つ、5つあるところは少なかったように思うんで、それぐらいはどの部門か列挙し、それぞれ部門のなすべきテーマを詳細記載して、これをいつまでにするかというような実施計画にすべきだったと思うんですが、第7次はいかがでしょうか。

企画財政課長 第7次の計画の策定につきましてはその辺も注意しまして、各課にまたがるものについては取りまとめ課等を記載するような形で検討していきたいとは思いますが、行政としては、なかなか他課にわたる事務事業がございますので、そういった表示となるのは仕方ないとは思っております。

吉高平記議員 行政で特に人事異動がよく起こります。課長がほかの課に行ったりして。具体的に振り返りするときも、しっかりと責任者が振り返って次の人に引き継ぐというプロセスをしないと、今回のように極端な場合、1年間あるいは2年分を振り返ったときに、これどうやったっけというような形で前の前の課長に聞かないと分かんないというようなことがないように、5W1Hを常に明確にしながら進めていっていただきたいと思います。

次に、第7次行政改革の立案について質問いたします。

7月スタートの行政改革調査特別委員会での指摘、提言を受けて、行政側の第7次の素案はかなり改善されてきているように思いますが、気になるところを以下に質問します。

まず、収支均衡の考え方についてですが、インプットとアウトプットの規模の大きさにかかわらず均衡しておれば、収支均衡ということになります。たとえ100万円の出費に対して100万円の収入があれば、これは収支均衡となります。

3月の議会で否決しました喜寿77歳の祝い金の廃止は、今回再び案件に上がってきています。行政改革検討事業一覧（案）の中で廃止の理由として、高齢化により予算が増加し続け、財政を圧迫し続けるおそれが高いと大げさな感覚的な表現があり、どれだけ増加するのかと思いまして、予算委員会でデータを要求しました。

そうしますと、今後5年間の喜寿該当者数は、令和7年の305人をピークに、何と逆に毎年減少していく、令和11年には230人まで減っています。年平均257人です。増加ではなく減少なんです。祝い金は1人1万円として、今年より少ない257万円です。

これを収支均衡させるならば、町長はじめ町幹部が国や県に営業に出向いて、一般会計の事業の助成金を300万円獲得してくれば、他市町になく福崎町の高齢者に喜ばれている喜寿の祝い金を廃止せず、継続できます。

どうしてこの町民のために知恵を絞って勇気を出して収入を増やすためのチャレンジをしていこうとする行政改革はできないのでしょうか、お尋ねいたします。

町長 このたびの行政改革は、令和8年度からの行政悪化を食い止め、実質単年度収支を黒字化することにより持続可能な行財政運営を実現するためのもので、財源の確保という点では国や県の100%補助というのがあればいいんですが、そのようなものはありません。

第7次行政改革では、今後5年間は投資的経費を抑制しますが、余力が出れば

必要な投資事業が行えるようになります。また、行政側も事務費の削減や特別職を含む人員の見直しなどによる人件費の抑制を行うもので、町全体でこの難局を乗り切ろうとするものでございます。

先ほど質問議員のほうから300万円の予算がどっかから積もりできないのかというようなお話をあったんですが、私はですね、やっぱり事務事業を一つ一つ検証して、小さなものから積み上げていかないと、これはそもそも、その事業を行うにあたっては当初の目的があったわけでございます。高齢者の方を顕彰するとか、そういったことがあったわけなんですかけれども、私はですね、77歳がお祝いをしなければならない高齢者なのかというのは、ちょっと今の時代にはそぐわないようになっているんじゃないかなという思いもございまして、今回の行政改革のですね、一つの削減をさせていただくという中に入れさせていただきたいという思いで、今回も挙げさせていただいておりますので、何とぞ、ご理解をいただきたいなと思っております。

吉高平記議員 財布をどこから持ってくるかとか、会計はどこかとかいろいろあるかとは思うんですが、後で述べる受益者負担のあたりも絡めて獲得するものは獲得していくて、住民に迷惑かけないようにやれるものはやっていっていただきたいなと思います。

今回立場上、1万円を配ってましたら、非常に高齢者から、喜寿の人から喜んでいただいて、1万円というお金が問題じゃないと、こういうことを祝ってくれるそういう町がうれしいんやというような話を多くの人がされてたんで、ぜひ存続できる方向で知恵を絞って、ほかの収入を増やしていっていただきたいなと思っております。

本来、行政改革とは、町民の要望に応えるために5年間の中長期計画を立案します。求められるのは、狭い視野で見えてる範囲での小さい世界での収支均衡ではなくて、できたら、もっともっと町民の要望、多額の投資に見合う収入を確保するために知恵を絞るのが第7次行革だと思っています。現在立案されている、言わば縮小均衡型の第7次ではなくて、住民の要望実現に向けた拡大均衡型の第7次行革に組み替えていただきたいと思うんですが、まだまだ日はありますんで、その辺りの切り替えはいかがでしょうか。

町長 現状の収入状況から見まして、多額の投資に見合う収入を安定的に確保することは非常に難しい状況でございます。やはり現実的には、歳入の増加と歳出の削減の両面から行政改革を行うことが効果的ですので、現在お示ししている行政改革大綱・実施計画で進めさせていただきたいと、このように思っております。

でですね、この拡大均衡型ということなんですが、実はですね、来年度、再来年度はですね、一番大型事業をしなければならない時期になっております。神崎郡新ごみ処理施設の建設、これにつきまして、昨日ですね、田中議員の質問にもお答えしましたが110億円です。約110億円。それから中播消防署の建て替え、本署が福崎町にできます、北部出張所が神河町にできます。これで30億円です。140億円の事業費が、この2年間で福崎町が見なければならぬ金額でございます。そのうちのですね、約47%が福崎町の持分ということになりますので、大体福崎町の持分としては70億円ですか、70億円ぐらいになるんだろうと思います。

でですね、この70億円いう金額はですね、すごい大きな金額ですね。福崎町は100億円ちょっとぐらいの財政規模でございますので、その規模のですね、7割、8割のお金をこの2年間で積もりをして支出をしていかなければならぬ

というようなこともありますので、やはり私はしっかりと行政改革を進めて、この時期を乗り切っていかなければならぬと、私はこのように思っております。

吉高平記議員 次に、収入を確保するための受益者負担について質疑いたします。

受益者負担の原則に関する使用料・手数料等の適正化というのが、今回第7次のテーマの一つに上がっていますが、現時点ではまだ具体的な数値も責任者も入っておらず検討中となっています。

この施設を維持・メンテするために、あるいは時代に沿ったものに更新するためには、提供するサービスに対する対価を得て、できるだけその事業で賄える算段をしていく必要があり、その収入の基本となるのが、町の場合、適正価格かと思います。価格は市場とニーズとシーズ、世の中のニーズとシーズ、そして需要と供給の関係で決まるという経済理論をもっともっと行政側がしっかりと学ぶべきかと思うのが、これから述べる数点の事例です。

行政改革の活動をしていく上で、サービスはただじやなくて、お金もかかるということをもっともっと真剣に考えれば、現在金額換算できないという今的人件費、あるいは一つ一つの作業の工数の金額換算、そういった行政の体質、考え方こそ、この第7次行革の5年間で改善、改革していっていただきたいと思っております。

例えば、町管理の施設の利用料金についてです。七種の青少年野外センターは、町内と町外の価格が今一緒ですけども、当然価格差を設けるべきです。そして維持・メンテができる、環境維持ができるだけの適正価格運営を行い、利用しない町民の税金で赤字補填をするようなことは極力やめていくようにしないといけないのではないかでしょうか。ご当地、福崎アルプスの懐にある青少年野外センターの立地条件、歴史等の付加価値を考慮して、ほかと比べても優位な適正価格が設定できるのではないかでしょうか。これを早急にするべきではないでしょうか。

社会教育課長 この青少年野外活動センター、こちらにつきましては、令和6年度は5,746人が利用されております。これを町内・町外で区分いたしますと、町内が1,809人(31.5%)、町外が3,937人(68.5%)の方が利用されております。

このため、町外の利用者が多いということで価格差を設けた場合には利用者が減少するということも考えられます。ただ、この令和7年度には山小屋に空調設備を設置するなど施設の充実も図っておりますので、町内・町外の価格差を設ける前に、まずは使用料の見直し、それから値上げ幅を研究してまいりたいというふうに考えております。

吉高平記議員 ぜひ、よろしくお願ひします。

次に、新しいごみ処理場の関連についてです。

利用者から徴収する基本として、ごみ袋の価格の適正化については、神崎郡3町の取決めが必要だと聞いてます。

ある議員から教えていただいた情報では、三田市の取組で、将来の世代のために私たちが今できることとして、処理手数料をごみ袋代に上乗せして市民に支払ってもらう施策を検討されています。

神崎郡3町の中で人口が一番多く、人口の割合で全体の約5割の負担が福崎町にあります。この一番大きい福崎町が3町のリーダーシップをとって、共に推進していくべきではないでしょうか。町長いかがでしょうか。

町長 昨日、田中議員もこの件については質問がありましたですけれども、将来的にはごみの有料化も視野に入れて取り組んでいかなければならぬと、課長のほうからだったと思うんですが答弁させていただいたところでございます。

これも神崎郡全体でですね、やっぱり合わせてやる必要があるんではないかなというふうにも思っておりますので、慎重に協議を進めていきたいと、このように思っております。

吉高平記議員 次、3つ目です。エルデホールの催しについてです。

開催運営費が入場料金で賄えるような適正価格を設定すべきかと思います。また当然、町内と町外の価格差を設けるべきです。

有名人を招いてイベントを開催できるくらいの料金設定をしていけば、有名人を目当てに観客も増え、全循環していくというものではないでしょうか。催しに参加しない町民の税金で赤字負担補填をするようなことはもうやめて、イベントを企画すべきかと思うんですが、いかがでしょうか。

社会教育課長 エルデホールに関して、入場料金で開催運営費を賄おうとしますと、入場料を高くするか、収容人数を増やす必要があるというふうに考えます。

このエルデホールは、身近に文化・芸術を楽しんでいただく、地域の振興と文化の発展を目的とする公共の施設でありまして、例えば屋内での公演の場合、メインホールの収容人数が立ち見を含めて最大で350人、収容人数としてはこれ以上増やすことができません。また、入場料を高くするということにつきましても身近に文化・芸術に触れていただくという施設設置の趣旨と異なり、高くすることによって、入場される方が減少するということも考えられます。

参考に令和6年度、三山ひろしさんの公演の際は、一般の前売入場料を5,000円で設定しておりました。チケットにつきましては完売しましたが、出演料が330万円かかるおりまして、人気のある出演者を呼ぶと、当然出演料も高くなるということもございまして、入場料で出演料は賄えていないというような状況でございます。

それから町内・町外の利用状況の参考としましては、エルデホールでしたら、年会費無料で入会できる友の会というのがございまして、こちらには1,588人の方が登録されております。その内訳としましては町内が661人で41.6%、町外が927人で58.4%、それからまた直近で、8月10日に開催しましたイベントでは、入場者319の方が入場されておりますが、その内訳としましては町内の方が55人で17.2%、町外の方が264人で82.8%、これはイベントの内容にもよるんですけども町外の利用者が多いので、価格差を設けた場合には利用者が減少するということも考えられます。

このため、現在のところ、価格差を設けるということについては考えておりません。

吉高平記議員 どの辺りまで価格を上げれば、どれぐらい人が減るかという統計的な発想で、実際一般の企業では価格検討をします。おそれがあるとかいう感覚的なことでは、決して企業は価格決定を重要なキーとして採用はしません。福崎町が今、財政で困っているときに、福崎町民でない町外の人が多く来る。ちょっと上がったら減るかもしれないという感覚的なことで、町民の税金をそこに補填するようなことは本当によろしくない。特に、この行革では十分に検討して打開しないといけない項目かと思います。どれぐらいあげたら、何人が来なくなるか、もっともっと数量的に、経済学的にその辺りは十分に検討していく必要があって、大きな課題かと思っています。割合がこの町内・町外逆ならば、私はあまり言いませんが、町外のためのこの施設ではないというのを、まずは福崎町の施設として考えるべきかと思います。

それで次、水道料金についてです。

一般会計からの繰入額を極力なくすように行政として受益者負担の原則に立ち

返り、20年余り手つかずで置いていた責任上、是正が必要です。労働賃金が政府の政策で上げられてきている昨今、当然今後ますます水道関係の原価が上昇するのは明らかです。

以前、原価は、自然にあるもの、そのものは原価はただだけれども、人間が利用するためにはいろんなプロセスのところに人が入って、結局、原価は人件費だということを私はよく聞かされてきました。そういう意味で、水も川に流れている水をそのまま飲めば原価はただかもしませんが、水道の蛇口をひねって出てくるような水道水につきましては、当然、その間に様々なプロセスで人が介在していますので、労働賃金が上がれば、原価は当然上がります。

そこでまず、中長期的に原価割れをなくすこと、2つ目に、次の設備更新のために資金を蓄積できるように適正価格で持っていくこと、これは将来の世代のために私たちが今できることの一つとして、行政懇談会などで町民に納得してもらうように根気強い説明と努力が必要なことは言うまでもありませんが、長期的視野の下で、この水道料金について本腰を入れて進めていくべきかと思うんですが、いかがでしょうか。

上下水道課長 下水道の使用料値上げということで、下水道使用料のことだと思うんですけれども、令和6年度開催の上下水道事業審議会では、下水道事業の運営についてですね、最低限かかる費用を使用料で賄えるように検討をいただきました。これが原価割れをなくすということだと思っております。

本来ですね、独立採算ということで資金のほうをですね、しっかりとためてというようなところもあるんですけども、水道のほうはもうある程度そういうことができております、今までですけども。下水道のほうは、なかなかそういう資金の蓄積ということができておりません。昨日の田中議員の一般質問にもお答えさせていただきましたが、使用料を値上げしても繰入金が減っていくというようなことになりまして、資金がたまるようなことにもつながってはいきません。現在の下水道事業の会計で資金を増やそうとしますとですね、まず、繰入金が大幅に減るまで値上げをして、さらに資金をためていくための値上げを必要とすることになります。もしくは繰入金を減らさないで使用料だけをどんどんどんどん上げていくと、また資金がたまることになります。

こういったことからですね、本来の独立採算の姿で資金をためていくというようなことまでの考え方を持つというのは、ちょっと今は現実的ではないというふうに考えておりまして、議員先ほどおっしゃいました原価割れを防いだ形の中で使用料水準を決めたというのが現状でございます。

吉高平記議員 ほかの自治体等でも、こういった水道料金ずっと手つかずで置いてて、最近になってようやく慌てて上げ始めたというのが話題になっていましたが、これは非常に長い目で見てどうするかを決めていくべきかと思います。この5年間、もう即解決策が見つかってやろうというんじゃなくて、一年、二年、三年研究して、四年、五年目に案をつくり説明するというようなステップでも構いませんので、将来の子どもたち、次の世代のために今我々ができるることは何かという視点で十分検討していく、こういった内容についても、第7次で年度ごとのステップで織り込んでいっていただきたいなと思っております。

次に、各種委員会、協議会、審議会についてです。

行政側、議員、町民もメンバーになっている各種委員会、協議会、審議会が少なくとも28団体あります。その回数・時間に応じて費用弁償としてお金が支払われています。令和6年度で、その費用弁償として支払われた総額は幾らでしょうか。

企画財政課長 令和6年度の人事費として、行政委員・附属機関委員会合わせて、940万円支払っております。

吉高平記議員 14人の議員も、それぞれの28団体に二人、三人と割り振られて行っています。私もある審議会に出席したんですが、町民代表、何々団体代表という方も参加されて、それはそれでいいんですけども、ほとんど発言せずに帰られる方や、意見確認を求められたら、そのときにそうですねとか、賛成ですなどの意見をちょっと賛意を表明するだけのメンバーも何人かいらっしゃいました。

発足当初は、それぞれの委員会で審議会でそれなりの意味があつたかもしれません、今は類似の機能のものや形だけの会合になってしまっているようなものは、第7次行政改革の中で精査して、メンバーの縮小や統廃合をして、業務の効率化、経費削減を図っていくべきではないでしょうか。

企画財政課長 第7次行政改革の実施計画の個別計画には挙げておりませんが、行政改革の中でそういうことも検討していきたいと思います。

吉高平記議員 ぜひ、その辺りもプログラムに上げて検討するように、上げなかつたら多分チェックもしないし、回っていかないと思うんで、上げて検討するというプロセスに乗せていただきたいと思います。

そして貴重な人材を削減して人事費を減らすより、まずはその人に人事費分の収益確保、もっと有用な働きをしてもらい、できれば二倍、三倍の収益確保をしてもらう工夫を検討するべきです。今見えてる狭い枠内だけで5年間計画をするのではなくて、仕事を変え、組織を変えて、一年、二年の検討の先に見えてくるようなテーマにも取り組んで、福崎町をもっともっと活性化して、人を生かす工夫をしていくべきではないでしょうか。町長の所見をお伺いします。

町長 第7次行政改革実施計画（案）では、業務の効率化や研修による能力の向上、業務量に応じた適正な人員配置などを盛り込んでおりますので、これらを推進していくことによりまして、一定の人員を確保しながら、いろんな面で経費を抑制できるよう努めてまいります。

吉高平記議員 最後に、11月の行政改革調査特別委員会で予定している第7次行政改革の実施計画（案）の詰め、その他の計画の案について既に指摘されています多くの問題点・課題を十分に検討し改善して、今よりも格段にブラッシュアップして臨んでいただけるようお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で、吉高平記議員の一般質問を終わります。

ここで会議をしばらく休憩いたします。

会議の再開を10時55分といたします。



休憩 午前10時39分

再開 午前10時55分



議長 会議を再開いたします。

次、8番目の質問者は、北山智恵議員であります。

質問の項目は

- 1、カーブミラーの設置について
- 2、音響式信号機の追加設置について
- 3、公園遊具について

以上、北山議員。

北山智恵議員 おはようございます。議席番号10番、北山智恵でございます。議長の許可を

いただきまして、通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

1番、カーブミラーの設置について、2番、音響式信号機の追加設置について、3番、公園遊具についてですが、こちらはいずれも住民の方からのご要望がありましたので、一般質問させていただきます。

まず1番、カーブミラーの設置についてですが、現在、カーブミラーの設置要望は何件受けておられますでしょうか。

住民生活課長 まず最初に、カーブミラーの設置、それから凍結防止ミラーへの更新につきましては、要望や老朽度具合、そういうもののから判断して、優先順位をつけて設置・更新計画を立てておりまして、それに沿って毎年事業を進めております。

その間に、区長さんをはじめとしまして、多方面から要望を受けることがありますけども、中には既にその計画の中に含まれているということがあります。要望を受けたものについては緊急性が増しているとの判断によりまして、優先順位を繰り上げるなどの対応しております。

そういう進め方をしているという前提で、現在その計画にのせていない箇所で要望を受けているものは全部で4件ございます。

北山智恵議員 そうしましたら現在4件あるとのことなんですけども、そのうち川東、川西と分けるとすると、何件になりますか。

住民生活課長 川東で2件、川西で2件で合計4件になります。

北山智恵議員 どちらかの地域に偏りがあるというわけではなく、どこの地域にも視認しづらい箇所があるということが分かりました。

続きまして、カーブミラーの設置費用なんですけども、これは町の負担でしょうか。

住民生活課長 はい、町の負担になります。

北山智恵議員 それでは1基設置するにあたり、費用は幾らになりますか。

住民生活課長 1基当たりの設置費用なんですけども、そのものや取り付ける場所にもよりますけども、通常の支柱ですと、通常の支柱1本に通常のミラーを1基つけますと、約10万円ぐらいかかるてこようかと思います。

例えば、その支柱にミラーを複数取り付けるとなりますと、その荷重に耐えられる太い支柱が必要となってきます。また、基礎工事も通常よりは大がかりになってしまいます。さらにですね、その凍結防止ミラーを取り付けるとなりますと、その凍結防止ミラーは通常のミラーの約2倍しますので、40万から50万円ぐらいと試算しております。

北山智恵議員 カーブミラーも予想してたよりも高価なものということが分かりました。さらに、凍結カーブミラーもさらに高価であるということが分かりました。

凍結防止カーブミラーについてなんですが、現在、町民の皆様からご要望が多く上がっているとお聞きしております。現在の設置率は何%でしょうか。

住民生活課長 凍結防止ミラーについては、毎年20基から30基をベースに更新を行っております。現在、町内のカーブミラーの設置台数は全部で867基ありますけども、そのうち凍結防止ミラーは、今現在で135基となっておりまして、率で言いますと15.6%になります。

北山智恵議員 凍結防止ミラーの更新は、ハイペースとは言えないかもしれませんが順調に進んでいるということが分かりました。

また、将来の目標値などはありますでしょうか。

住民生活課長 将来の目標値なんですけども、第6次総合計画の基本目標に掲げております、めざそう値、その中では計画達成目標年度の令和15年度に40%と設定しております。この目標を上回れるように頑張って取り組んでいきたいと思っておりま

す。

北山智恵議員 40%は現在よりも大分高い目標数値であると思います。そのように取り組んでいただけるように引き続きよろしくお願ひします。

また、一つのシチュエーションの例で挙げまして言いますと、民家の塀などの構造物ができた影響で、車の通行の視認がしづらくなるような交差点というのは町内に何か所かあるのではないかと思います。そのような箇所にカーブミラーの設置要望があれば、ぜひとも設置の検討をお願いしたいと考えますが、いかがお考えでしょうか。

住民生活課長 申し上げられるようにですね、交差点の角、それからまた道路の曲がり角、こういったところに何か構造物ができた影響でカーブミラーの設置が必要となるシチュエーションっていうのは町内で何か所かあろうかと思います。そのような箇所がございましたら、要望をいただければ現地を確認しまして、設置の緊急性が高いと判断すれば、予算の関係もありますけども優先的な設置を検討したいと思っております。

北山智恵議員 ありがとうございます。このような場合も優先的に設置の検討をしていただけたということで、住民の皆様も安心して通行できるようになります。いろんなケースが今後出てくるかと思いますが、今後も柔軟なご対応、よろしくお願ひいたします。

続きまして、2番の音響式信号機の追加設置についてですが、まず、音響式信号機とは、信号機が青になったことを視覚障がい者に知らせるため、誘導音を出す装置がついている信号機のことなんですけども、音響式信号機には音楽が流れるメロディー式と、ピヨピヨとかカッコーなどの音が流れる擬音式があるとのことです。警察庁のホームページには、令和6年3月末時点において、全国で2万1,236基、そのうちメロディー式264基、擬音式2万972基が設置されており、約99%が擬音式となっているとのことです。

現在、福崎町内で音響式信号機は何基ありますか。

住民生活課長 今現在、町内の音響式信号機は、役場前交差点の1か所で設置されております。

北山智恵議員 交通量の多い道路は福崎町内でも幾つかあるかと思うんですけども、町内に1か所しかないとこのことで大変驚きました。

音響式信号機は福崎町ではいつから利用が始まりましたか。

住民生活課長 平成8年に設置されております。

北山智恵議員 県道三木宍粟線と町道中島井ノ口線が交差する南田原交差点の信号で、目の不自由な住民の方から音響式信号機をぜひ設置してほしいとご要望がありました。こちらの管轄はどちらになりますか。

住民生活課長 おっしゃられております南田原交差点なんですけども、ここは道幅も広くて、交通量の多い交差点ですので、目の不自由な方のことを考慮すれば、その必要性は非常に高いかと思います。状況的に見ても先ほど申し上げましたとおり、道幅が広い、また交通量が多いということに加えまして、周囲に住宅がないので騒音問題に発展することもないかと思われます。

この信号機の管轄につきましては警察になります。

北山智恵議員 現在、ほかの場所でも音響式信号機の設置要望はありますか。

住民生活課長 現在のところ、ほかの箇所での設置要望はございません。

北山智恵議員 管轄は警察のことなんですけども、町としては必要性が高いと認識しているということありがとうございます。

この南田原交差点に音響式信号機を新たに設置していただくことは可能でしょうか。

住民生活課長 警察のほうに要望しまして、その要望を受けた公安委員会のほうで実態調査を行います。その調査の結果、優先度が高いと判断されれば、設置されるのではないかと思っております。

北山智恵議員 分かりました。この南田原交差点のように交通量が多いですが音響式信号機があるほうが望ましい交差点というのは、声が上がっていないだけでほかにもあるかもしれません。今後もこういう要望が出てくることもあるかと思いますが、その際には引き続き、設置に向けた積極的なご対応をよろしくお願ひします。

続きまして、3番、公園遊具についてです。

まず、町内の公園は、町民1人当たりどのぐらいの面積になっていますでしょうか。

まちづくり課長 町内にはまちづくり課所管でいいますと、都市公園が6か所、ふれあい広場が31か所ございます。都市公園については、田口を除く都市計画区域内における1人当たり面積は3.0m²、ふれあい広場等を含めた町内全体における1人当たりの面積は5.3m²になります。

北山智恵議員 1人当たりの面積は5.3m²ということで、他市町と比べて多いほうでしょうか、少ないほうでしょうか。

まちづくり課長 他市町のデータにつきましては、都市計画区域内の都市公園の面積しか公表されていませんので、都市計画区域の指定がなされてない市川町、神河町は不明でございます。また、都市公園のため、各市町都市計画区域の大小により参考程度になるかと思いますが、加西市の1人当たりの面積は5.2m²、姫路市は9.2m²、兵庫県全体としては11.9m²のため、少ないほうにはなります。

北山智恵議員 神崎郡内で比較できないということなんんですけども、福崎町の近隣の加西市、姫路市と比べると面積は少ないということでした。

公園を利用する年代の町内の年齢別人口はどのようにになっていますか。

まちづくり課長 町内的人口は令和7年8月末現在で1万8,406人で、そのうちゼロ歳から9歳までが1,377人で割合は7.5%、10歳から19歳までが1,801人で割合は9.8%になります。

北山智恵議員 年齢別人口で見ると、割合だけで見れば10%弱のことでした。

第6次総合計画では、住民アンケートで公園を造ってほしいという意見があつたかと思います。これは何%の人が希望していることになりますか。

まちづくり課長 第6次総合計画の住民アンケート調査は、令和5年に実施されています。そのうち小中学生アンケートとして、小学5年生160名、中学2年生148名の方に協力していただき、41.9%、130名の方がゲームセンター、ボーリング場等も含めた施設にはなろうかと思いますが、遊び場や集える場所が少ないと回答されています。

北山智恵議員 アンケートに協力していただいた308名のうち、約半数近くの学生が遊べる場所、集える場所が少ないとということでした。多くの子どもたちがそのように感じているということが分かりました。

温水プールを建設する費用は高いですけども、公園を造るのはまだ費用が安く済むと思います。土地買収から公園を造っていくのは費用もかかりますが、耕作放棄地も多くあるので、農地を借りて公園を造るというのはいかがでしょうか。

まちづくり課長 議員のおっしゃるとおり、耕作放棄地の解消も兼ねた公園の整備是有用であると考えます。ただし、農地を公園に整備する場合は、農業委員会による農地転用の許可が必要となります。その許可については、基本的には買収を前提とされているため、借地とする場合は別途協議が必要なこと、また、借地の契約内容にもよるでしょうが、借地期間が満了となつた際には公園施設を取り壊して、農

地に戻す費用が発生するため、新たに公園を整備する場合は、土地を買収するほうが望ましいと考えます。

北山智恵議員 農地利用は難しいということが分かりました。

住民の方から、公園の遊具の対象年齢が低く、小学校中学年以上の子どもたちが遊べる公園が少ないという声も多く聞きます。もう少し対象年齢を幅広くすることはできないでしょうか。

まちづくり課長 福崎町内の各公園の遊具は対象年齢が低い遊具が多いのが現状です。小学校中学年以上が遊べる施設となりますと、アスレチックやバスケットボールの1オン1のほか、ボール遊びができる施設、大きな芝生広場等、広い遊び場が想定されます。

アスレチックの整備となりますと初期費用が高額であること、また、それに伴う維持管理コストもかかり、落下による事故のリスク管理の面からも難しいと考えます。芝生広場については、川西では市川河川公園、川東ではイーストパーク、第2イーストパークがあるため、そちらをご利用いただければと思います。

また、このほか広い遊び場の観点からすると、町内各小学校のグラウンドについては平日の放課後は開放されているため、こちらもご利用いただければというふうには思います。

北山智恵議員 比較的広い芝生広場が3つあるとのことですが、福崎町内の公園で遊ぶところがないというお子さんのために、わざわざ町外の公園に行くということも聞いたことがあります。公園の拡充は人口増に直結するとまではいかなくても、その可能性も秘めているのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 議員のおっしゃるとおり、身近な場所に公園があるのは、若い人たちにとって、移住・定住の選択肢の一つになるかもしれません。また、身近な場所にあれば便利であるとの気持ちは十分に理解できます。

しかしながら、その施設の建物や管理、運営には費用が必要であり、全ての地区に設置できるものではありません。

福崎町は比較的コンパクトな町でもありますので、現在ある施設のご利用についてご理解をお願いいたします。

北山智恵議員 分かりました。町のホームページを確認しましたら、いきなり各公園の名称が出てきて、公園名をクリックしないと、その公園がどこにあるか分からぬといふ状況でした。自分の家から近い公園はここにあるんだと確認できるような地図が必要ではないかと思います。

町内の地図があって、その中に各公園の位置が分かるような全体図をホームページに追加してはいかがでしょうか。

まちづくり課長 現在のホームページを確認しましたところ、ご指摘のとおり、公園名をクリックしないと、その公園がどこにあるか分からぬ状況でした。

このため、公園の全体の位置図については、別のページにも掲載されていますが分かりやすいように公園のページにも全体の位置図を掲載したいと思います。

北山智恵議員 ありがとうございます。クラブ活動がどんどん縮小していく中で、子どもたちが元気に体を動かせる機会が少なくなっています。私の身近に知っている子どもたちも、もう元気があり余っていて体を動かしたくてうずうずしている子どもたちが多いです。

公園整備は、単に遊具を設置するというだけではなく、子どもの心身の健全な発達に不可欠な遊びと体験を支援する環境づくりであると言えます。安全性と冒険性の両立、自然との触れ合い、多様な子どもへの配慮、多世代交流の促進といった観点から整備を進めることができることが子どもたちの健やかな成長を支える鍵となりま

す。

今後とも引き続き、公園の整備、保全に向けてご尽力いただきますようお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議

長 以上で北山智恵議員の一般質問を終わります。

次、9番目の質問者は、牛尾雅一議員であります。

質問の項目は

- 1、持続可能な農地管理について
 - 2、前回の質問（東部工業団地拡張について）の追加質問
- 以上、牛尾議員。

牛尾雅一議員 議席番号3番、牛尾雅一でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、持続可能な土地管理についてお尋ねをしたいと思います。

今年は地球温暖化により、猛暑日が例年よりも多く、8月5日に群馬県伊勢崎市で、気象庁の国内観測史上最高41.8度を記録いたしました。その数日前の7月30日には、兵庫県丹波市柏原で41.2度を記録し、福崎町でも35度を超える日が幾度もあり、9月に入ってからも厳しい残暑が続いております。

こうした熱帯化は、住民生活だけでなく自然環境にも大きな影響を及ぼしており、特に市街化調整区域の農地に様々な農作物被害をもたらし、維持管理面でも大きな問題が発生をしています。

そこで、この気象変動時代において、農地を中心とした町内の土地を将来のために適切に維持管理していくための方策についてお尋ねをしたいと思います。

まず、地球温暖化に伴う植物育成・生育の状況についてでございますが、この異常気象は生態にも影響を及ぼし、植物はすごく生育の状況がすさまじく様々な変化が見られると指摘されております。農作物の中には、この日照のきつさや水不足で不作になっているということも聞きますし、今年は雑草の異常繁殖も問題になっております。

こうした植物生育の状況について、現地も確認していただいていると思いますが、どのような認識をお持ちか、お尋ねをいたします。

農林振興課長 一部の地域におきましては、このたびの水不足対策として、用水のポンプアップなどの作業というものを行われたということをお聞きしております。

一方、日照りや水不足による農作物の不作については、ある程度の被害は発生しているとは思いますが、大きな被害としての報告や相談などは受けてはおりません。

しかしながら、今後も水不足などによります被害の発生は懸念されることでございますので、注視していきたいというふうに考えております。

牛尾雅一議員 続きまして、夏場の草刈り作業についてでございます。

農作物の健全な生育には、衛生管理や害虫対策としての雑草の処理が必要不可欠だと思います。

しかしながら、今年は災害級の暑さで朝晩も気温が高いため、屋外での長時間作業は熱中症のリスクもありますし、例年に比べ、雑草の繁殖スピードが非常に速く、草刈りをした1週間後にはまた伸びてきてしまっているような状態でございまして、高齢者の農業者さんからは、田んぼ、あぜ、法面の草刈り作業、大量の廃棄処分作業が手に負えないという声が上がっております。特に、営農組合のない自治会では、高齢化で作業人員が確保できず、大変困難な状況になっております。

代々受け継いでこられた大切な農地ではありますが、草刈りが負担となり、都

市部へ転出してしまう現役世代、農地の相続を拒否する相続人もおられるということで、雑草・草刈り問題は人口流出・人口減少の一因にもなっていると思います。

この草刈りの担い手不足問題は、地域全体でカバーしていく体制が必要だと思いますが、町としてどのような対策を講じておられるのか、お尋ねをいたします。

農林振興課長 今言われましたように草刈りだけではなく、農業従事者の高齢化、それから後継者不足、これは大きな問題・課題となっていると思います。

このような課題に対応していくために、福崎町内では28地区におきまして、地域計画を策定していただいております

この地域計画は、おおむね10年後を見据え、将来にわたって守るべき農地を確実に利用し、次の世代に引き継いでいくため、将来、地域の農地を誰が利用し、守っていくのか、地域農業を支える環境をどのように維持・発展していくのかについて、農業者や地域の皆さんとの話し合いにより、将来の農地利用の姿を明確化した設計図、こちらを策定するもので、現況地図を見ながら話し合いを進めいただき、担い手や10年後に目指すべき農地利用の方針を反映した目標地図、こちらを作成していくものでございます。

今後は、この地域計画の修正、変更やフォローアップなどのお手伝いをさせていただきたいというふうに考えております。

牛尾雅一議員 今、私の自治会でも地域計画をつくっていただきまして、今はまだ現役で農業をされている方が、四、五人、1町とかですね、8反とか作られてますので、その方が主になってされてますが、今言われますように5年、10年先には、今70歳以上、80歳の方もおられるということで、その後のことをですね、集落全体で考えるということです。

今、取りあえず、この異常な草の繁殖というんですか、その対策がですね、今、地域で非常に、私の自治会だけでなく、他の地域でも自治会でも大変皆さんが苦労されてる大きな問題に今年は特になっているんじやないかと思っております。

ですので、続きましてずっといろいろ質問させていただきまして、その対策というんですか、そういうことを考えていただきたいと思って質問をさせていただきます。

続きまして、道路や河川の草刈りについてでございますが、一般的に道路や河川は公共物でございまして、行政が管理されるものですけれども、個人農地に隣接する道路肩というんですか、また河川敷はその公共性の高さから、住民の方の善意により草刈りが行われている箇所も少なくありません。しかし、それもこれほどの大きさの繁殖ということを考えますと、限界に来ているのではないかと思っております。

まちづくり課の委託業者さんによる町道草刈り作業やシルバーハウスセンターさんによる草刈り作業も実施していただいておりますが、到底草の伸びを考えますと間に合っておりません。

道路や河川など公共物周辺の草刈りへの支援について、有償ボランティアとして実施面積に応じた報奨金を支給するなどの対応は検討していただけないのか、お尋ねをいたします。

まちづくり課長 町道や河川の草刈り等維持管理につきましては、隣接者や地元区においてご協力いただきまして、大変感謝しているところでございます。近年は高齢化などの影響により地元区の作業に支障が生じていることは承知はしております。

町道の草刈り業務等につきましては、限られた事業費の中で実施をしておりま

すが、この中で一、二級路線のうち交通量が多く、地元での作業が危険で困難な箇所につきましては、町による事業区域の拡大については検討していきたいというふうに思います。

牛尾雅一議員 よろしくお願ひします。

それでですね、今後においても、今以上に夏場の気温が高くなるなど、亜熱帯化することが予想されておりまして、非常に繁殖する雑草対策が大きなこれから問題になるんじゃないかと考えております。

とにかく草の伸びが異常で家庭菜園で野菜を作つておられる方の中には、途中で収穫を諦められる方もおられます。その方は収穫より命が大事というふうに言われる方もありました。

雑草対策として、実施面積に応じた報奨金を支給する有償ボランティアは有効と考えます。

地元の自治会で実施する箇所を、区長さんとかでですね、決めていただきまして、受け取り制というんですかね、による自治会内の方の有償ボランティアいうことで行っていただきましたら、無償というのが一番いいんですけど、いろいろやはり燃料費とかいろんなこともありますので、気持ちだけでもですね、有償のボランティア制度ということを考えさせていただきまして、草刈りを地元の方にしていただくということになりますと、朝夕の涼しいときに、また自分の田の横の草を刈るついでというんですか、時とかいうことで、言うたら受け取り制にいうことの取組でしたら、そんなに昼間にするとということも要りませんし、負担も少なく、効率的じゃないかと思うんです。そのこともですね、非常にどういうんすか、地元の方の負担を減らして、力が余っておられると言うたらおかしいんですが、余裕のある方がそういうことをしてもらえば、村のそのですね、いろんな自治会内の景観というんですか、それにもいいですし、お米が大事な今年、去年もそうですが、時になりましたんで、雑草がありますと虫対策いろんなことの弊害がありますので、有効な制度だと思っておりますが、今のその有償ボランティアさんの質問の中でですね、受け取り制のそういうふうなことは自治会の中で考えられないのか、お尋ねをいたします。これは通告してないですよね。その関連っていうんですか、同じような。

まちづくり課長 議員のおっしゃることは大変理解ができるところでございます。

ただし、先ほど申し上げましたとおり、事業費の観点からですか、あとはまた地元の有償ボランティアになりますと、保険の問題とかいろいろ研究していくようなところが多々あるかと思います。それはまた、今後の研究課題として捉えていきたいというふうには思っています。

牛尾雅一議員 検討をぜひ、お願ひいたします。

続きまして、河川の渾渫というんですか、夏場にですね、夕立とかすごい、今ゲリラ豪雨とか、何ですか、すごい水量の多い雨が降りまして、大量の土砂がですね、堆積しまして、そこにはですね、すぐ雑草がですね、水と太陽というんですか、それはもうすごく繁殖の何とか条件にぴったしなんで繁殖がすごくですね、今も申しましたように害虫が発生しますと農作物被害の一因にもなるということもあります。

例えというんですか、八千種地区にあります県管理の平田川はですね、雑草が地上まで伸びておりまして、今ではもう誰も対応ができないような状況でございます。同じく、福崎地区のですね、今日、吉高議員が言われましたように七種川も同じような状況となっている箇所があると見受けます。

先日もですね、台風15号やゲリラ豪雨が発生しましたけれども、この水の流

れを妨げる土砂・雑草がですね、災害時のリスクであると住民の方から不安の声も上がっておりまます。

農作物被害防止と危機管理の観点から、県と町が連携され、土砂と雑草の浚渫作業を早急に進めていただくことはできないのか、お尋ねをいたします。

まちづくり課長 まず、土砂浚渫につきましては、地元からの要望を受け、県に協議、要望をさせていただき、先ほどの吉高議員のご質問にも答弁させていただいたとおり、県では河川内の堆積土砂・立木等による河積阻害の状況等を考慮しながら、築堤部や湾曲部など治水上、緊急性の高い箇所から実施するとしており、令和7年におきましては、七種川の上流域で今後実施する測量結果を鑑み、浚渫が必要であると判断される箇所について実施すると聞いています。また、このほか雲津川においては、流水断面内の立木伐採など局所的な対応を検討していると聞いています。また、町河川においても近年は毎年度浚渫を実施しております、令和7年度は西谷川を浚渫する予定としています。

次にですね、雑草につきましては、県からは大雨時に水位が上昇した際に立木等は流水を阻害することになりますが、雑草は流水により倒れ込むので阻害しないという観点から、農作物被害の一因となっているというご指摘もございますが、雑草の伐採は優先的にしないというふうに聞いております。

近年の高齢化などにより地元区での対応は難しいかも分かりませんが、県河川の草刈り等に要する軍手、草刈りの刃等の用具類をですね、県から提供を受けられるひょうごアドプト事業というのがございますので、こちらをご活用いただくのも一つの手段と思います。

牛尾雅一議員 答弁ありがとうございます。県河川ということでですね、住民の方はですね、平田川も県河川ということです。そしてですね、今言われましたように雑草は大雨が来たときに倒れて、その上を水が流れるからいうことなんですが、平時はですね、非常に道のところまで雑草が高く来て、えらいことやんね、これ雑草がすごいわということになってですね、その近隣でこの草、耕作放棄地の人もですね、そら草刈っていただくというふうに農業委員会のパトロールをされたときなんかにですね、言っていただいていると思うんですが、住民の方にしましたら、こんな県の河川の草がこんだけやから、私も刈らなあかんけども、ちょっとそやけどやっぱりこれ、危険とかですね、草の量によってできないのはしようがないことやなとかいうことで、ある程度イメージ的に何か住民の方の士気が下がるというんですかね、もっと草刈り、もっとやってきれいにせなあかんという士気が下がるというようなことも、ないかもしれません、私が勝手に思うことですけど、そういうこともありますので、この雑草もですね、すごく伸びて前が見えなくなるぐらいまでに、何か対策をしてほしいなと思うんです。そのことについてどうでしょうかね。

まちづくり課長 その点につきましては、雑草につきましても地元から多々要望があるところで、県には一応そういうふうには要望はしておるんですが、先ほど申しましたとおり、立木については、河積阻害で流水を阻害するんですが、雑草については倒れ込むので流れを阻害しないという観点から、浚渫等のほうを優先的にしていくというふうには聞いておるような状況でございます。

牛尾雅一議員 余裕ができましたらですね、雑草も、あれ僕考えるんですけど、冬場になつたら倒れてきたら枯れるんかなと思うんやけど、どうなんかな、種がまたすぐ落ちて、また来年すごくなるとかいろいろなことがあるんで、できれば、ちょっと処分していただけたらとは思います。

続きまして、スマート農業の取組についてということでございまして、農家の

高齢化ということや、気候のですね、熱帯化を踏まえまして、近年はいわゆるスマート農業により、ラジコン草刈り機とかドローンによる除草剤散布などの農地管理も行われておりますね、農業従事者さんの負担軽減ということを図られておりますが、福崎町におきましては、どのような取組があるのか、お尋ねをいたします。

農林振興課長 福崎町では、今言われましたような農業経営の発展段階に応じまして、経営の多角化・高度化に必要となります農業機械等の購入、こちらを支援する制度といったとして、農業法人活性化支援事業というものを実施しております。

令和6年度では、この制度を活用されまして、営農組合さんにおいてドローン購入の実績がございます。

牛尾雅一議員 気候のですね、熱帯化ということで、非常に昼間の作業というんですか、負担がかかりますんで、作業される方の負担軽減ということを考えていただきまして、これからもスマート農業というんですか、それに対する支援というんですか、取組をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、シルバー人材センターさんのですね、利用というんですか、草刈りとか、いろんな植木の剪定いろんなことでお世話になつとんですが、令和7年8月発行されましたシルバー人材センターだよりによりますとですね、令和7年3月末の会員数は、福崎町が153人、市川町が181人、神河町が187人となっております。3町の中で一番人口の多い福崎町の会員さんの数がですね、少ないのでどのような要因があるのか、認識されておりますでしょうか。

また、職域地域班というんですかね、その編成で草刈り班を見ますと、福崎町は1班、市川町は2班、神河町は3班という体制となっております。これもですね、会員数にですね、比例するものかもしれませんけれども、草刈り班をですね、増員というんですか、福崎町の草刈り班を増員していただければですね、先ほどの雑草、草刈り問題の解決の一助になると思います。

地域課題の解決策として、また、高齢者さんの就労機会創出の観点からもですね、シルバー人材センターさんの会員加入促進に取り組まれ、草刈り班の増員・拡充につなげることは検討できないのか、お尋ねをいたします。

福祉課長 まず、会員数からお答えします。

福崎町は、神河町や市川町と比較して商業施設や工業団地が多く、地域内に多様な雇用機会が存在していることが一因ではないかと考えております。

かつては60歳で定年退職をされた方が、シルバー人材センターに登録して就業されるケースが一般的でございましたが、近年では企業側の高齢者雇用の義務化も進みまして、引き続き企業で働き続ける方や、シルバー人材センターを介さずに自ら求職し、販売店などで就業される方が増えている傾向にあります。

こういったような背景から、福崎町における会員数が他町より少ない状況につながっているものと認識をしております。

それからシルバー人材センターの福崎町における草刈り班の編成につきましては、現在1班体制で運用しておりますが、これは会員数や作業希望者の状況に応じて、シルバー人材センターが調整しているものでございます。

ご指摘のとおり、草刈り班の増員は、地域の環境美化や雑草対策に資するものであり、また、高齢者の就労機会の拡充にもつながる取組であると認識しております。

今後はシルバー人材センターと連携しながら、地域ニーズの把握と会員加入促進に努め、草刈り班の体制強化についても研究をしてまいります。

牛尾雅一議員 今答弁いただきまして、以前、シルバー人材センターの会員の募集というんで

すかね、よく何か地域を回ってもらったりもしてましたけど、今答弁いただきましたように、年齢的にですね、どういうんですか、65歳以上とか定年制が伸びたということもあって、なかなか加入促進がですね、難しい面もおありじゃないかと思います。そうしますとですね、体力のある若い世代の方とかですね、現役世代の方に活躍してもらうということが必要になってくるんじゃないかなと思うんです。

そこで、シルバー人材センターさんのですね、私、若年版というんですか、若者人材バンクのようなアルバイト雇用いうんですかね、そういうアルバイト雇用のマッチング制度をですね、創設していただきましたらですね、町内には大学もありますし、その大学生の中にはですね、日雇というんですか、短期のアルバイトを探しておられる大学生も一定数おられるんじゃないかなというふうに推測しております。また、会社員の方のですね、朝晩の副業ニーズにも合うかもしれません。地域貢献をしながら、時給単価で収入が得られるシステムはですね、やりがいもまた生まれますし、これは難しいことかも分かりませんが、若者や現役世代の方がですね、農業への関心を高めてもらい、また、大学生の方は、福崎町以外から大学に来られてる方もですね、福崎町で農業というようなことまで、定住ということにも結びつくこともあるかと思いますけれども、いかがお考えか、お尋ねをいたします。

農林振興課長 今のところでございますが、そのようなマッチング制度については考えてはおりません。

牛尾雅一議員 今考えておられないんですけど、これからまた考えていただけたら助かるというんですか、今若い人のエネルギーっていうんですかね、若い人の活力をもらって農業に活かしてもらうというようなことが、私今すぐじゃないですよ、ずっとこれからまたシルバー人材センターさんのですね、いろんなですね、会員も募集ができないとかそういうことも考えられますんで、また、それはですね、ずっとこれから研究をしていただきたいと思います。

同じようなことなんですが、国が進められております地域おこし協力隊の方のですね、導入ということで、地域おこし協力隊はですね、都市部からの移住者の方がですね、最長3年間、自治体で地域活性化に取り組む国の制度でございまして、自治体は特別交付税の財政支援が受けられると聞いております。兵庫県内においても多くの自治体が様々な分野で地域おこし協力隊を迎えて入れられ、地域づくりに取り組んでおられると聞いております。

福崎町でもこの制度を活用され、農業振興に特化した隊員を募集されて、農地周辺の維持管理を担っていただくことはできないのでしょうか。

また、地域おこし協力隊員の任期満了後ですね、同一自治体への定住率は4ないし5割の程度となっております。地域課題を解決しながら移住・定住促進を図ることは有効だと思いますけれども、いかがお考えか、お尋ねをいたします。

農林振興課長 地域おこし協力隊などの団体さんが、草刈り等の農地周辺の維持管理、こちらを行っていただけるのであれば、地区の方も非常に喜ばれるんじゃないかなというふうには考えます。

ただ、農業におけるこの地域おこし協力隊の活躍事例、これを見ている限りでは、一部におきましては草刈り作業などの活動報告はされておりますが、ほとんどは農業体験や技術の習得などといったような新規就農、こちらに向けての取組でございました。ですので、これが草刈り等の課題解消に結びつくのかといったことは、ちょっと判断に悩むところでございます。

また、仮に移住・定住促進につながる新規就農支援ということでございました

ら、新規就農者育成総合対策事業といったものがございますので、こちらを活用いただければというふうには考えます。

牛尾雅一議員 今まで草刈りとかそういうことに特化した隊員というんですか、協力の方がおられないということですけど、この異常気象で、地域の農家というんですか、されてる方をはじめ地域の方々が非常に雑草問題で困っているということが、もうこれ全国的にも知れ渡るというんですか、ですので、そういう若い方の中にはですね、地域貢献というふうな観点から、じゃあ私が行って力になってというふうな、ある意味奇特というんですかね、それはちょっと表現が悪いんですけど、そういう地域にですね、貢献したい、してあげたいというふうな方が、全国広いですので多くの方がおられるかもしれませんので、一応ぜひ、そういうふうな取組が福崎町であるというようなことを発信をしていただけたらですね、来ていただけるのではないかとも思っております。そしてですね、町にですね、その方がもし来られて定住していただけるとなればですね、ダブルの効果というんですかね、できますので、発揮できる効果がありますので、その点もまた検討していただきたいと思います。

そしてですね、同じようなことなんですが、農福連携といいますか、農業と福祉の連携ということで、障がい者の方がですね、農作業に参加されることで、農業の人手不足を解消し、障がい者の方のですね、就労支援や生きがいづくりにもつながる取組として、農福連携は、近年注目を集めております。

現在県では、高齢化で人手不足の農業者とですね、社会参画のための仕事を探しておられる福祉事務所をつなぐ農福マッチングプロジェクトを展開しております。ですので、このシステムを活用されて、地域障がい者施設と連携をして、障がい者の方に草刈りとか、ヒエ引きなどある程度簡易な農作業に従事していただければ有効というんですか、非常にいい取組と思うんですが、いかがでしょう。

農林振興課長 議員が言われますように、農業サイドと福祉サイド、この両方の課題を解消するため農福連携取組として、農作業の受委託ですね、こちらを推進する農福連携マッチングが進められておりまして、これは兵庫県下での取組事例も多数報告されております。

この農福連携は福崎町内では、高橋営農と、それから高橋サポートセンター、こちらがもち麦製品の袋詰め作業などの委託をされておりまして、農福連携を行われております。

町として、農業者サイドからなるんですが、町内の営農組合を対象にしまして、平成30年から農福連携に取り組まれております加古川市の農事組合法人、こちらへの先進地視察を実施したところでもございます。

今後、高齢化などによりまして人手不足が進んでいく中、この農福連携による労働力の確保は非常に重要な手段となってくるというふうに考えております。

なお、委託する作業内容についてですが、こちらについては農業者と福祉事業所の支援員との打合せなどにより、その利用者の特性や能力に合うかどうか、これを見極めることが重要であるというふうにはされております。

牛尾雅一議員 そないして進めてもらっております。また、ほかの地区というんですかね。でもまたそういうふうに障がい者さんの生きがいづくりっていうんですかね、そんなこともありますんで、ほかの福祉施設さんにもですね、また働きかけというんですか、そういうことも考えていただきたいと思います。

私は1週間前にですね、実は歯医者さんに、私ちょっと部分入れ歯というんですか、それをしております、歯茎のところがですね、傷がついたのか、もう痛く

て辛抱がたまらず行ってまいりました。そうしますとですね、受付の方がですね、最近そのような症状で来られる方が多くてですね、ということを言わされました。そして皆さん言われることは、今年は雑草の伸びが非常に早くですね、そのため草刈りをすると、割とですね、私も草刈りもするんですが、力がいるんですね、ある程度。ほいで知らず知らずの間に歯を食いしばってやっているんかな、そういう意識はなかったんですが、長時間やりますとですね、何か歯茎のところに傷がいたりするということで、ですので草刈りはですね、ある程度部分入れ歯されるような高齢者の方が多くされるということもありまして、熱中症の問題に加えまして、新たな雑草対策っていうような、大きな問題であると、大きく言いましたら、熱中症とかいろんなことで最大、命にもかかる問題でもあるとは思っております。

ですので、草刈りに対しましてですね、町として、今までいろいろ提案というんですか、私の思いかも分かりませんが言わせてもうたんですけど、草刈りに対しまして、町として何らかの対策を考えていただきたいと思っております。これはですね、今ずっとお聞きしたんですが、通告はしてません。通告というんですか、詳細を提出させていただきました後に歯医者さんに行ったもんで、ほいでね、してないんですが、今いろいろ答弁もらったんですけどね。やはり草刈りというのは、何か町を挙げて考えていただく問題になってるんじゃないかなというふうに私思うんです。ですので、町長さんはお忙しいんで農業はされではないと思うんですが、町長さんのお考えというんですかね、お聞きしてもよろしいでしょうか。

町長 この草刈りが大変になっているという一つの原因是、そういう農業関係者というんですか、そういう方が高齢化してですね、なかなか草刈りをやっていただけるような人が少なくなってきたというようなところにあるのかなというふうに思います。その対策、ちょっと私も話を聞いていてですね、どのように答弁させていただいたらいいか、ちょっと自分の中でちょっと分からなくなってきたているんですけども、やはりですね、町の立場としては、それぞれやらなければならぬ人が決まってるわけですね。町有地は町がやらなければならぬですし、私有地は私有地を持っておられる方がしなければならぬし、農地を持っておられる方は農地を持っておられる方がしなければならぬ、道路については、基本的には町が道路敷地については管理をしていかなければならぬ、基本的にはそういう形の中でやっていただきですね、それがなかなか難しいところはですね、お互に相談していただきながら、何かよい方策を見つけていくと、そういうふうに思ひでやっていかざるを得ないのかなと、そのように思います。

牛尾雅一議員 ありがとうございます。突然えらい、すいませんでした。

といいますのがね、自治会内の有償ボランティア的な制度というんですか、それで夜とか朝早くとかですね、夕方涼しくなった、そういうふうなことで、町がですね、そういうことでいうことが非常に有効な対策かなと私は勝手に思とんでも、町長さんもですね、今いろいろ急に答弁求めまして失礼をいたしました。

それでですね、町の財政の逼迫もありましてですね、今後は国や県の補助金を活用されながら事業を各種進めていかれると思っております。

草刈り問題に対応したですね、補助金といたしましては、農林振興課さんが管理される多面的機能支払交付金があるかと思いますけれども、そのほかに該当しそうな補助メニューはないのか、お尋ねをいたします。

農林振興課長 補助制度としましては、先ほど言わされました多面的機能支払交付金、これには

農地維持支払交付金と資源向上交付金、これが当てはまるようになります。そのほかで言いますと、農業生産条件が不利な中山間地域においての農地を継続的に維持・管理していくための活動支援として、中山間地域等直接支払交付金、こちらがございます。ほかは今のところ、特には把握はしておりません。

牛尾雅一議員 多面的機能支払交付金はですね、自治会にとって非常にありがたい交付金でございまして、活用させていただいて、農地の管理とか、草刈りとかいろんなことでさせていただいております。各自治会さん、区長さんはじめ、大変喜んでおられると思っております。

今ずっと述べましたように、いろんなですね、費用というんですか、草刈りに対して多面的機能支払交付金で草刈りばっかりをされてましたら、ほかのこともできないということもありまして、いろいろそういうふうなボランティア的というようなことを言わせていただきました。

どういうんですかね、町の今のボランティア制度をつくっていただくにしましてもですね、やはり財源というんですか、そういうことがございます。そして行財政改革を進められていかれるということが、今、喫緊の課題となっております。そしてですね、国や県の補助金がない分野についてはですね、町費で対応されるしかございません。草刈り対応、さっきのボランティア制度みたいなもんなんですが、対応の財源を生み出していくだけには、予算編成事務におきまして、これから令和8年度の当初予算編成の時期に入られると思うんですけども、事務消耗品等の節減により財源を確保される具体的なアイデアはあるのか、お尋ねをいたします。

企画財政課長 町道敷の草刈りにつきましては、毎年度予算化しておりますが、これも高額となっておりまして、これ以上範囲を広げての草刈り対応の予算化は歳出の増加につながりまして、行政改革を推進する中でも大変難しく、財源を確保するのも困難でございます。厳しい財政状況でありますので、参画と協働の観点から、できる範囲で結構ですので、地元や土地所有者での対応をお願いいたく思います。

牛尾雅一議員 分かりました。できるだけ町民で一致協力いたしまして、この行政改革をですね、町が推進されるんですので、それに見合うような草刈りも頑張らなきやいけないなというふうに、今考えておりますが、いろんなやっぱり高齢化とかですね、命の危険とかいろいろありますので、これからもですね、農地を含めました土地管理はですね、またいろんなことを考えていただきまして、安全・安心のまちというんですかね、安全・安心の管理ができることをお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

議長 一般質問の途中ですが、しばらく休憩いたします。
会議の再開を13時といたします。



休憩 午後 0時00分
再開 午後 1時00分



議長 会議を再開いたします。

牛尾雅一議員 午前中に引き続きまして質問をさせていただきます。

次の質問は、東部工業団地拡張の検討についてでございます。

前回、東大貫地区の県道三木宍粟線から中国自動車道までの農地を候補地として、東部工業団地を拡張する提案をさせていただきましたところ、地域振興課長からは農地法の厳しい区域で、今の段階では考えていらない、町長からは総合的に考えていく必要があるとの答弁をいただきました。ただ、今日の町の財政状況が

大変厳しいことから、拡張には慎重に検討されると考えております。

しかしながら、度々発言させていただいておりますように、町内を見渡すとき、いろんな面で条件的に最も有利な候補地ですので、福崎町の発展のみならず、神崎郡3町といいますか、地域の活性化に必ずや役立つ取組と考えておりますので、検討をお願いしたいと思いますが、答弁をよろしくお願ひいたします。

地域振興課長 繰り返しの回答となりますが、ご質問をいただいております候補地につきましては、市街化調整区域であること、また、農地法、農振法により規制されている農振農用地であることから、開発・造成すること自体非常にハードルが高いエリアでございます。また、土質調査を行っておりませんので何とも言えませんが、まず農地ですので地盤が低く、緩いですので、表土を剥いでから、かなりの盛土を行い、地盤を固める必要があると考えます。造成には購入土か、地盤改良が必要となり、時間と経費が必要と考えます。また、文化財調査も発生すると思います。

それらの条件に今の財政状況を踏まえますと、現段階では町主導での工業団地拡張は非常に厳しいと考えております。

牛尾雅一議員 ありがとうございます。今の大変厳しい財政状況を鑑みますと、いろいろ考えていただくということはですね、金銭的なことは発生しませんけれども、また、この財政状況が行政改革の成果が出まして落ち着いて来られましたときには、またいろいろ要望というんですか、したいと思っております。

昨日の一般質問の中でですね、田中議員が町財政が大変厳しい中にあっても、町の将来を見据えた投資なり、取組が大事との発言がありました。私も全く同じ思いであります。

そういうことも踏まえまして、また日を改めるというんですか、そういう時期が来ましたらよろしくお願いをいたしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長 以上で、牛尾雅一議員の一般質問を終わります。

次、10番目の質問者は、三輪一朝議員であります。

質問の項目は

1、一部事務組合における大規模自治体の動向にともなう本町に対する財政的リスクと、大規模自治体の動向の把握にむけた動き等について

以上、三輪議員。

三輪一朝議員 議席番号5番、三輪一朝でございます。議長の許可を得て、一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

一般質問のテーマは今、議長がおっしゃったとおりでございます。

この一部事務組合というものの、当時本町が関係自治体として一部事務組合に加入してきたという流れからですね、合併によりまして環境が変わってきたというところから、皆様、ご高承のとおり、ごみ処理に係る財政的負担が生じてきたと私は認識してございます。そのことに係る一般質問となりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、自治体経営については、いろんな情報を得て、そして経営に影響が及ぼすようなことになり、気づいたことを予算編成をはじめとして反映されていると思うのです。そういった情報については自分から取りに行くもの、そして例えば国なり、そういったところから開示されるもの等々あると思います。

このたび、先ほども申し上げましたように、一部事務組合に係る本町が構成員となっておる、その一部事務組合において、構成員の一つが合併により大規模化したことですね、いろいろなほかの自治体にも係ってるところがあるんですが、

影響が生じてございます。

その中で、全くその大規模自治体、姫路市でありますと、情報を出していなかったというわけではないと思いますし、また、その情報の真偽を確かめる必要性もあるとは思うのですが、そういった合併ということによる変化に気づいてですね、情報を入手することができなかつたのか、また、入手することで、本町において、その情報に基づく検討なり、今後望ましい方向に行政を進めていくための行為が取れなかつたのかというふうなところになります。

ですので、この質問、未来志向の質問であることを申し述べさせて、一般質問をさせていただきます。

まず、地方自治法におきましては、市町村等が行います事務の一部を複数の市町村等が共同で行う目的で設立でき得る一部事務組合という定めがございます。そして本町は事務の目的別に複数の事務組合の構成員となってございます。例えばなんですが、くれさか環境事務組合、姫路福崎斎苑事務組合、中播衛生事務組合などなどでございます。

今申し上げた3つの事務組合は、姫路市が結果的に構成員となっているわけですが、この姫路市の平成の大合併前においては、本町は共に小規模自治体であった香寺町、夢前町、そして事務組合にもよりますが市川町、神河町とともに複数の一部事務組合を構成してきたわけであります。

しかし、何度も申し上げますとおり、平成の大合併では、姫路市を存続自治体として香寺町、夢前町が廃止されたことで、本町が構成員である一部事務組合においては、大規模自治体とそれ以外となりますと、小規模自治体へと構成が、つまり環境が変化してきたと感じてございます。

小規模自治体のみを構成員とした一部事務組合では、その有する機能は小規模自治体同士でありましたから、それぞれの自治体において大きな意味を有していると考えております。

一方、大規模自治体であります姫路市は、くれさか環境事務組合におけるごみ焼却から撤退し、本町にはごみ処理において建設中の神崎郡新ごみ処理場などによる大規模の財政的影響が生じております。そして、その影響はこのたびの財政不均衡にかかる大きな位置を占めるに至っております。

このことについて、私どもの立場ではなしに、逆に姫路市の立場から考察をしてみました。

1つ目として、事務処理コスト面、事務処理能力面であります。大規模自治体である姫路市が有する施設が合併により増加する人口に対応できる能力も有しているものもあるかと思います。なおかつ、大規模であるからこそ、1単位当たりのコストが低かろうと思うのですが、低ければより小規模自治体が有していた当該機能を有する施設はいずれ不要となります。

これの例としては、例えば、旧の夢前町が持つておりました斎苑に係る施設はもう廃止の予定とも聞いております。また、類似の考え方とはなりますが、姫路市が構成員である一部事務組合においては、斎場・靈園施設に係る一部事務組合などについてその構成員たる地位を継続していく必要性というのは、姫路市さんにとっては乏しいのではないかと思うのです。

それと非公式ながら関連情報として、本町と姫路市が構成員に含まれる一部事務組合において、非公式ながら姫路市は撤退の意思ありとも聞いております。

次に、くれさか環境事務組合と姫路市が有するそれぞれの施設の処理コストでありますと、これは姫路市公共施設等総合管理計画、これは姫路市のホームページから引っ張り出してきたものですが、この数字を引っ張り出しますと、そこ

そこ福崎町と姫路市のコストが違うということが見えます。

ちなみにくれさかセンターですと、ごみ処理1トン当たりのコストが約5万円、姫路市ですとエコパークあぼし、市川美化センターが1万円台とか、2万2,000円台という数字が、この資料では引っ張り出せるというそんな状況になります。

そういうことで姫路市が有する施設はおおむね処理コストが低かろうということですね、それと前段にも申し上げたように姫路市は大きな自治体でありますから、当該市、姫路市が有するごみ処理施設の能力にはまだ余裕があるということからも、旧香寺町、旧夢前町から発生するごみを姫路市の施設で処理するということになりますと、より単位当たりのコストが低下するということに結びつきます。

ということで、なおさら、くれさかクリーンセンターで処理する必要性が乏しくなるという、そんな構図が出てくるのではないかと思っております。

次に2つ目として、姫路市の公共施設に係る考え方でございます。

今申し上げましたこの紙が、その姫路市公共施設等総合管理計画なんですが、そこには次のことが記されております。

抜粋となってそのうちの3点だけ紹介するわけですが、1つ目として、人口減少と少子高齢化によって公共施設の利用量が縮小傾向であること、2つ目といたしまして、公共施設の保有量が財政運営に大きな影響を及ぼすことから最適化を図る、つまり縮小化なりを示唆しているものとも理解できます。3つ目です。歳入では自主財源が減少傾向にある上に、歳出では社会保障関係経費などの増加によって財政の硬直化が進みつつあり、この傾向は今後も続くという、大きくはこの3つがごみ処理関係等々、また、一部事務組合関係に係る記載かなと思っております。

そして最後の3番目についてはですね、施設の運転維持には多大のコストを要することからもですね、財政の硬直化に結びつく事業展開をささげたいということがでてまいろうかと思います。

次に3つ目なんですが、姫路市が合併以降、当面の間、くれさか環境事務組合の構成員、今も構成員ありますが、ごみの処理ということでは実質的な構成員であり続けたわけなんですが、公共施設に考える考え方ですとか、処理コストの面とかから、姫路市の風向きが実質変わってきたというか、福崎町側にいろいろなことを申し述べてきたようにも感じております。

ですので、姫路市と本町が構成員であるくれさか環境事務組合に係ればですね、姫路市がごみ焼却から撤退したことは、いろいろな面から姫路市の立場からすれば、冒頭に申し上げたとおり必然であったとも考えることが姫路市の立場からすればですけど、ようにも思います。

それでいろいろなことを今申し上げたので、そういう事々も踏まえての観点から質問をさせていただきます。

まず、1つ目でございます。一部事務組合の構成員が、1つの大規模自治体と小規模自治体へと変化してきました。ということは、力関係といいますか、が変化してきたと私は捉えているわけですが、この変化してきたことによります姫路市のくれさか環境事務組合からの撤退の可能性についてですね、もうこの時期になりますと、今の時期でいうと結果論になるのですが、今私の申し上げてきた諸状況などによってですね、本町に与える財政的影響の観点からも調査すべきではなかったのか、この点について、町長のお考えを問いたいと存じます。

町

長 まずですね。いろいろ処理コストを調べていただいてですね、エコパークが1万1,000円、市川美化センターが約2万2,000円、くれさかが5万円というような資料を出していただいとんですが、実はですね、くれさかの焼却をやめましてですね、うちのくれさかのごみを姫路市に委託をしました。その時点での焼却に要する費用いうたらですね、大体くれさかでは2万5、六千円だったと思うんです。それが今、姫路に持つていって2万7,000円ぐらい払っているので、ちょっとこの数字が私、あれっと、こう思ったんです。恐らく、くれさかのほうが若干安かったように思います。それはですね、くれさかは、もう廃止にするというような方向が出てましたので、できるだけ修繕も抑えてやっておりましたので、そういった影響もあるかもしれません、くれさかよりも姫路市で焼却しているほうが、実際は少し高かったんじゃないかなというようなことをまず、ちょっと先に申し述べさせていただきたいと思います。

ですね、姫路市との交渉なんですかでも姫路市から見たら必然だというようなお話だったんですが、もう全くそのとおりなんだろうというふうにも私思います。

まず最初にその交渉にあたったときの話としましてですね、姫路市さんは、一部事務組合は解消していきたいということを伝えられました。福崎町は、いやいや、何とか福崎・姫路の今の一部事務組合の体制でやっていただきたいということを前提にですね、交渉というんですか、協議はスタートしたものでございます。

姫路市としては包括外部監査の指摘もあり、一部事務組合の整理や分担金の見直しも含めた合理的な処理方法を確立しなければならないという方針があつて、また、廃棄物処理法に基づく、一般廃棄物は域内処理が原則ということで、姫路市は域内の2施設、エコパークあぼしと市川美化センターがありました。この2施設で十分にその能力があることから、くれさかクリーンセンターでのごみ処理、くれさか環境事務組合の存続というのは、なかなか考えにくいという状況があつたんだろうというふうに思っております。

平成16年、17年と基幹改良工事を行い、次の大規模改修はそこから10年経過した平成27年頃との計画もありましてですね、その当時の試算では、改修費に約50億円という莫大な費用がかかるため、域内処理、姫路市さんで処理ができる能力があるのにわざわざそんなお金を費やすことはできないということではなかつたのかなと、このように思っております。

そういう中でですね、神河町、市川町のごみ処理施設のほうもですね、また大規模更新の時期を迎えておりましてですね、福崎町と姫路市との交渉が暗礁に乗り上げてですね、ときに神河、市川が共同処理の計画が持ち上がっておりましたので、そちらのほうに入れていただきたいというような申し入れをしてですね、引き受けていただいたということあります。

大前提として、姫路市は、市の2施設で処理ができるのに、くれさかクリーンセンターを更新する必要はないということ、そういう考え方を持っていたように町としては捉えております。

三輪一朝議員 今、町長がおっしゃったところは、大分情報もこちらのほうにも入ってきておりましたので、姫路市がそういったことを町長サイドに尾崎町長に申し伝える前にですね、そういうたその可能性というか、その確認っていうことをその事前に、まあ考えたところで市の姫路市さんが考えることだから、こちらからノーと、もうちょっと福崎町の立場も考えててくれというふうなことも言えなかつたのかもしれません、情報の把握というところの考え方で、何らかの行動で先にこちらは分かっておりました。それでその上で姫路市さんがやっぱり言ってきたなという

ふうなところのその事前の情報入手に係る、今回そのテーマにしておるんですけど、そういう質問内容でございます。

ですので、どうなるか分からぬということではあったのでしょうかけども、経営にリスクがあること、姫路市さんが撤退云々と申し伝えられてきた折は、本町の財政的状態もそんなに悪いというニュースな情報はなかったといったしましても、環境が変わるという点での何らかの調査は私はすべきではなかつたのかなという考え方であります。それが経営の結果的に影響を及ぼして、今いるんですけど、それを把握しておくというワンステップが私は必要ではなかつたのかという思いであります。

次に、今、町長からお聞きした、撤退したいということをお聞きしたわけなのですが、その姫路市さんから、その情報を把握されたのはいつの時期だったのか、このことについて、お尋ねをいたします。

町長 やっぱりそういう話をするときはですね、更新時期がおよそ決まりましてですね、それについて協議をしていこうといった時期にならないとですね、今的一部事務組合はどうするんだ、ああするんだというようなことは、なかなか話することはできないというふうに思っております。ですから、もうこの年度で、このくれさかクリーンセンターは運営をですね、やめるんだというような時期があらかた決まった、そういう話が持ち上がったときから、そういう協議が始まったんだというふうに私は記憶しております。

三輪一朝議員 次のことに入るんですが、そしたら姫路市さんは政治的決定をなされた以降に町長のほうにそういう情報の提示があったということになるんですが、その情報がないからということになるんですが、姫路市のくれさかからの撤退前は何らかのアクションは取れなかつたのかという考え方なんんですけど、情報がないから無理だというところはあるのやもしれないんですが、その観点について、どのように町長は捉えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

町長 一部事務組合いうのがありますね、ごみ処理について、一部事務組合をつくっているんですけども、昔はですね、昔言うてええんかな。以前はですね、構成市町が嫌だと言つたら脱退ができなかつたです。以前の自治法だったかな、だつたんです。それがですね、法改正されまして、申し出できたら、ある程度何年かは駄目なんかもしれません、申し入れしたらですね、脱退ができるというよう、そういう法律改正もなされましてですね、そういうことは割と自由に地方自治体の考え方でできるような、そういう法律体系になってきたというようなこともありますですね、なかなかこちらから、ちょっと待ってくれとか、まあまあそういう話はお互い協議はさせていただきますけれども、なかなか存続するという方向での一致点は見いだせなかつたということでございます。

三輪一朝議員 あと、そうしますと、ほかにも姫路市さんと本町が関わる事務組合があるわけなんですが、そのことについて質問を続けさせていただきたいと存じます。

姫路福崎斎苑事務組合についてであります。

私が理事者側に提示させていただいたこのデータも違っているのやもしれません。その点はご容赦ください。

その中で、姫路市さんも一部事務組合、今町長もおっしゃいましたし、私が持つてた情報も同じで、一部事務組合から脱退したいというところの中で、今度、今申し上げました姫路福崎斎苑事務組合についてであります。この撤退について、施設の更新でありますとか、経年劣化なりの進展にも影響はするとは思うんですが、そのようなところで一層、撤退の現実味が起ころのではないいかと思うのですが、このことについての尾崎町長の見解はどうでありますか。

町長 そのおそれはあるというふうに思っております。実は、香寺町が姫路市に合併したのが、平成18年の3月だったと思うんですが、そのときにですね、姫路市になつたら大きな施設の更新はしにくいということで、当時の香寺町と福崎町が話し合いをしましてですね、その前に施設の更新をいたしました。それが平成の17年度でございます。

姫路福崎斎苑ともちょっと話を聞いたんですけども、火葬炉の寿命はですね、一般的に25年から30年と言われておるそうでございます。定期的なメンテナンス、修繕を行うことによりましてですね、もう少し寿命を先に伸ばせるのではないかなどということでございます。

したがいまして、姫路福崎斎苑のですね、今度の更新というのは、まだ当分のことであるというふうに考えておりましてですね、姫路市さんからも更新とか、この事務組合の将来についてというようなことは全く議題としてと言葉でええんか分かりませんが、話は出ていないというのが今の状況でございます。

三輪一朝議員 今、町長から答弁いただいた言葉から想像するに、姫路市さんから話が出てくると、またいきなりという、今でしたら、火葬炉の寿命でありますとか、平成17年に処理されたということでございますから、こういったこともくれさかの例もありますので想定はできるのだろうとは思った次第です。

次に、今は姫路市から情報が提供されたということではありますが、姫路福崎斎苑事務組合から姫路市が脱退した場合に、本町が取り得る方策にはどんなことになってくるのか。例えば、神崎郡北部事務組合に協力を求めるのか、その場合に本町に影響がある財政的なものはどうなのか、あるいはその他の方策が、どんなことが考えられ得るのか、これらのことについては、研究はまだなのかも含めて、お尋ねをいたします。

町長 いずれそのような話が出てくるかもしれません、今現在ですね、ちょっとお答えするのは難しいというところでございます。

三輪一朝議員 今そういった検討しておいても経済情勢、何から何まで変わってくるでしょうから、ただ、そういった準備が必要にどこかの時点でなるやもしれませんということを申し伝えたいと存じます。

次に、し尿処理施設でございます。こちらも私がこのデータなりに基づいて、データを出しておるんですが、これも間違ってるということで、山本課長の顔がそう申しておりますのでそうだろうと思います。

コストはですね、そしたら違うとしますとですね、その中で姫路市さんの状況なり、あと中播衛生施設のデータから読み取れるところで申し上げますと、1つ目として、姫路市が中播衛生施設の投入をしております。ただ、この利用量は年々減少傾向にあるようあります。

次に、姫路市は自前の処理施設を持っていらっしゃるんですが、中播衛生施設事務組合への依存度は低いようあります。

次に、中部衛生センターというものを姫路市が持っていますが、この方向性についても文書がこれに載っておるんですけど、設備強化に向けた検討を進めていますということが書いてございます。全文はもうちょっと長いんですけど、処理量の見込みを踏まえつつ、設備強化に向けた検討を進めますとございます。

つまり、これ中播に回しているし尿の量が少ないので、中播からの撤退をも示唆しているとも場合によっては読み取れるのやもしれません。

その観点から質問をさせていただくわけですが、先ほどの姫路福崎斎苑と同じになるんですが、姫路市と本町が共に構成員となっております中播衛生施設事務組合、あとこれには市川、神河も含まれたりしておるのですが、この姫路市

の中播衛生からの撤退に係る情報収集、収集といいましても姫路市さんが発表しないと無理だということとも捉えられるのかもしれません、この情報収集という考え方について、町はどのようにお考えなのか、何らかの格好で早く情報を入手すれば、経営判断としても姫路市が決めたことだから、それは覆らないとしても、何らかの準備を福崎町側ができるという時間が生まれるとすれば、それはメリットであろうと思うのですが、その事前に情報収集を行うことについての町のお考えはどうなのか、お尋ねをいたします。

町長 中播衛生につきましては、姫路市が撤退するとかいうような話はお聞きはしておりません。ですので、今はまだデータの収集とかいうようなことはしていないという状況でございます。

ただですね、この施設は、平成22年、23年に基幹改良工事を実施しまして、次回の大規模改修時期は確定的ではありませんが、令和14年頃が一つの目安になってくるということをですね、昨年の中播衛生の事務組合の議会の質疑の中でそういったお話を出てきております。ということになりますとですね、令和10年頃には、こういった話をですね、きっちりと詰めておかなければならないんではないかなというふうに思っております。

正副管理者会においては、姫路市さんには継続して参画していただきたいが、今言った時期までにどのような方向になるのか、検討を進めていってほしいということはお願いしているところでございます。

三輪一朝議員 策としては、策といいましてもお願ひするということになってしまふのであると思うのですが、いかんともし難い、歯がゆいところは感じております。

また、財政的な検討についても見えないということでしたので、次の質問はちょっとできなくなつたということにはなるんですが、本来はやっぱり財政的な影響、企画財政課長がシミュレーションしていただいているように、ここしばらくの間の財政的な均衡を図るというところでお聞きしているとはいえですね、財政的にマイナスとなり得るところについては、やはり改めて事前に研究なり調査はしておいたほうが、私は得策というか、このときはこのときのシミュレーションになるとは思うんですが、私はそれは有意義である、今、財政的な改良をしようがために非常に企画財政課長にはお骨折りをいただいているところではありますが、それも非常に有益ではないかと思っております。

そうしましたら、最後の質問になりますが、度々申し上げております姫路市と本町が構成員でございます一部事務組合についてですね、今後撤退とならないリスクの回避に係る施策を強化すべきだと思うのですが、なかなかその情報の提供がないまで難しいとかというふうなご答弁があつたわけですが、リスク回避に係る財政的な影響に結びつくということで、リスク回避という言葉を使っているわけですが、その施策を強化することができるのか、この点について、町長にお尋ねをいたします。

町長 姫路市さんの政策決定の仕方というのがですね、なかなかちょっと分かりにくいところがございまして、担当課同士がまず話し合いをして、いろんな情報収集して、調査をしてというようなことから始まるんですけれども、担当課はですね、私どもは割と担当課と町長というのは近い関係においてまして、すぐにこんなことを姫路市さんが言つてゐるんだ、どうだいいうような情報が上がつてくるんですが、姫路市さんは組織が大きいございまして、課長と部長の相談、その話をまず持つてくるもんですから、本当に副市长や市長までちゃんと相談がでけてですね、姫路市としての結論がそんなんかいうのがちょっと、今までの経験から言いますとですね、なかなか見えにくいところがございます。

そういう中ではございますが、それぞれ担当部局から積み上げて、それから今度副町長と姫路市さんの局長が話し合いをするそういう場になっていうような段階を踏んでですね、しっかりと後手を踏まないような、そういう協議のやり方をやっていきたいなど、このように思っております。

三輪一朝議員 後手を踏まないということがなかなか難しいのやもしれませんが、その言葉に非常に期待をしたいという思いでございます。

姫路市の財政に係る情報で最近の新聞に載っていたんですが、姫路の花火の有料化、そしてまた値上げをされると、有料化観覧についての値上げをされたいうのがあります。最近では姫路市以外でも多くの、徐々に増えていっているようですが花火の有料化、また、それでもう値上げとかっていう情報もあったりします。余計に地方自治法の第2条の2項の14、つまり最小の経費で最大の効果というところをより進めていってらっしゃるようにも、私は姫路市さんの状態がそう見えたりしておりますので、より本町も長期的には人口も減ってですね、財政的にしんどくなるであろうということが見られる中で、姫路市の動向、この中核市の中での旗振りをしていただいてるとはいえですね、その動向に注視をいただくことをお願いして、一般質問を終了いたします。

議長 以上で、三輪一朝議員の一般質問を終わります。

次、11番目の質問者は、小林 博議員であります。

質問の項目は

- 1、行政改革
- 2、契約問題
- 3、国保及び後期高齢者医療保険
- 4、安全な街づくり
- 5、環境問題等の懸案事項について

以上、小林議員。

小林 博議員 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最近の相次ぐ物価高は、異様な状況でございます。毎月多くの数の物価が上昇するというのが、ニュースでも流されておるところであります。あるいは雇用の状況も不安定な雇用も増えてきておりまして、非常に全ての住民の生活の安定ということには、大変行政としても心を碎かなければならない状況ではないかと思うのであります。

憲法25条では、すべて国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する、国はすべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上および増進に努めなければならないとしております。

地方自治法第1条の2では、地方自治体は、住民福祉の増進に努めなければならないとしておりますし、国はまた、地方自治体の自主性、自律性を保証しなければならないというふうにも、まず地方自治法の冒頭に書いておるわけでございます。

最近の様々な政治の流れ、町政の流れを見ながら、改めてこの憲法の精神、あるいは地方自治法の精神というものを思い起こしたわけでございます。

それでは質問に入ります。行政改革についてであります。

目的と対象についてということにしておりますが、行政改革というのは、明治以来、何回となく持ち出されておりますが、ずっと膨らんできた行政をですね、ある程度、また小さくしようというのとかですね、住民サービスをカットしようというふうなことなどが繰り返されてきたようでもあります。しかし、本来住民の立場に立って行政を改革していくということがですね、必要ではないかという

ふうに思うんです。

その意味からいきますと、今回出されておりますのは、行政全般にわたる検討が本当にされたんだろうか、そんなふうに思うのであります。第7次計画案は具体化されておるのは、もう財政、それも住民生活に係る部分に矮小化されておるのではないかというふうに思うのでありますけれど、それについてはどのようにお考えでしょうか。

町長 今回、案をつくるております第7次行政改革大綱（案）の基本目標は、「行政サービスの向上と持続可能な行財政運営の実現」といたしております。

実現するための柱として、1点目として、多様な主体との協働の推進、2点目して、効率的な行財政運営の推進、3点目として、効率的で柔軟な行政組織の構築、4点目として、持続可能な財政基盤の確立を掲げております。

また、行政改革実施計画では、行政と財政の両面から行政改革を推進するための項目を挙げて、行政改革を進めようとしているところでございます。

小林 博議員 しかし、それがですね、具体化されておるのは、先ほど言いましたように、財政面だけにですね、矮小化されておるのではないかというふうに言っておるわけですが、いかがでしょうか。

町長 小林議員の目から見たらそうなっているかもしれません、私どものほうからはですね、一生懸命考えて、福崎町の財政を立て直す、福崎町の行政を前に進めていくためにはこういった改革が必要だということで提案をさせていただいていけるものでございます。

小林 博議員 同じことを繰り返して言ってもですね、繰り返すようになりますので、私はそういうふうに見たということあります。

その中で組織論として出されておるのは、公営企業管理者と、あるいは技監制度の廃止ということは出されてきました。しかし、役場の機構組織全体の中での見直し、あるいはこれが財政的にプラスにされるということになることがあるかもしれませんけれど、町民のためににはこういう改革が必要なんだということですね、そういう組織問題も含めての全体の検討というのは出されたんだろうかどうかという点について、ちょっと疑問に思っておるのですが、その点についてはどうなんでしょうか。

町長 具体的には、今、小林委員がおっしゃったことを実施するつもりでおります。そしてですね、行政組織関係では、第7次行政改革実施計画（案）の推進項目20番で、組織体制の最適化があります。継続的な組織体制の見直しです。あとは、項目22番、職員の定員適正化、項目23番、業務量に応じた人事配置などを推進項目として挙げて、進めていく予定としております。

小林 博議員 それからですね、公営企業管理者の廃止を出されておるわけでありますけれども、この廃止による減額はですね、上下水道会計に本来置くべきであるというふうに思うんです。先の下水道料金の値上げの審議の際には、管理者を含む原形の人事費がこれから10年間賃上げ率が何%として、そういうふうにして経費計算してですね、そして14%の引上げということになっていたと思うわけです。

そこで、本来公営企業管理者の制度が廃止されればですね、上下水道との関係はありますけれども、経費の低くなつたもんは、本来、住民の料金に還元すべきものであるわけですが、それがなかなかそう一旦やつたものはですね、なかなか難しいということになるかもしれません。

しかし、それならですね、その分を上下水道会計の中の留保資金として残していくということがね、必要ではないかと思うんですよ。今回この計画の中ではね、管理者の廃止によって浮いた人事費は、上下水道会計からですね、一般会計に引

き上げるという、そんなふうな趣旨になってますね。

財政課長、私の見方間違ってますか。

企画財政課長 第2回の行政改革調査特別委員会で提出させていただいた資料によると、公営企業管理者の廃止によりまして、一般会計からの繰出金ですね、下水道への繰出金が一部減るという見込みを立てております。

小林 博議員 その点がですね、下水道料金の値上げの際の財政計画との違うところであります。してですね、その分が浮けばですね、それは下水道会計なり水道会計の中に残してですね、これから運営なり、あるいは下水道事業の改善のために残しておくべきお金だというふうに思うんです。こんなものまでですね、わざわざ住民の負担をそこでその分高くしたわけですから、その分が減ったらですね、そら上下水道会計残しておくのがね、筋だというふうに私は思います。これは私の具体的ですね、内容を見た意見です。

その点について、町長はどう考えておられますか。

町 長 公営企業管理者の人事費は、水道会計に置いておりますね。ですから、何にもその会計の中では影響はないんですが、町全体の中を見たときに、管理者がいなくなつたところに、職員を1名配置をするというような前提ですね、その分を見てトータルとして、今、財政課長が申し上げたような財政計画になったと、こういうことでございます。

小林 博議員 こここのところはね、町長とのいつも擦れ違いになるんですが、上下水道両会計を通して、管理者の分の1,200万円が減るわけですから、その分はどちらがどうあと課長の給料、どちらで出そうとどうしようとですね、上下水道会計からそれだけ分の負担が減るわけですから、その分はですね、下水道料金の値上げの一つの根拠になっていたわけですから、その分はちゃんと下水道会計なり、あるいは上下水道料金の会計に残してですね、そしてその部面での住民サービスを図るべきだというふうに私は思っているということです。それが1点です。

それから、広域行政の関係等については、あまり触れられていないと思うんです。今回私が出させていただいております北部行政の関係につきましてはですね、造成工事の金額が3回にわたってですね、増やされている。しかも、もうやってみなければ分からん、掘ってみなければ分からんというふうなことでですね、もう大体組合任せになり過ぎてるんじゃないかと、もっと設計の段階からしっかりと目を通してですね、そして町が広域行政のことと言えど、町のほうは、しっかりと見据えていくという、そういう部分もなければね、これだけ広域行政の金額も大きくなり、いろいろしておるわけですから問題は膨らむと思うんですね。

そんな面で、この面での関係をどう見直すのかという、その点についての検討がこの行政改革の中では抜けておるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

副 町 長 北部行政の造成工事ではそういったご指摘をいろいろ受けたところでござります。ただですね、委員会でも申し上げたんですけども、厳密な設計をするのに例えばボーリングを何十本も掘ってですね、億単位のお金を入れるのがいいのか、出てきたところで実際妥当な方法に変えるのがいいのかと言いますと、私は後者のほうを選択すべきことだと思っております。

そういうこともですね、ご理解いただきながらですね、ご指摘のところは、また一部事務組合検討委員会等もございますので、そういう中ではしっかりと見ていくながら進めていきたいと思います。

小林 博議員 例えばの例として、最近のその工事の例を出しましたけれども、それをそのように説明されたとしてもですね、全体として広域行政についてあなた任せのよ

うな感じになっておるのではないかということを心配しておると、そういうことなんですよ。その点私の意図は受け止めてほしいと思うんですね。

副 町 長 それぞれ一部事務組合がございますけれども、組合によっては予算の査定の段階から、かなり踏み込んで見ているところもございますので、北部につきましてもですね、北部は神河町もございますので、そういったところにも十分指導しながら取り組んでいきたいと思います。

議 長 一般質問の途中ですが、しばらく休憩いたします。
会議の再開を 2 時 15 分といたします。

◇

休憩 午後 1 時 58 分
再開 午後 2 時 15 分

◇

議 長 会議を再開いたします。

小林 博議員 それから行政改革のこの書類を見ましてですね、広域行政は今言ったとおり、非常に慎重に見ていく必要があるんじゃないかということは申し上げておきました。

それから民間委託事業についてであります。これから民間委託事業を増やせというそういう趣旨ではなしにですね、現在も指定管理にしておるものもかなりございます。2つの観光交流会館やら文珠荘やら、あるいは社協の問題とかですね、それぞれ指定管理しておるものがある。あるいは下水処理場とか、あるいは水源地のように施設の管理を委託しておるものもあるというわけで、ごみの収集もそうですが、民間に委託をしよる事業がかなりございます。これらについては行政改革の対象として検討をされておるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

企画財政課長 現在の指定管理であるとか、ごみ収集に対してはその部分を維持することになります。それと追加で具体的に民間委託する事務事業については今のところ考えておりませんが、民間委託する場合には、住民サービスの低下につながらないように行う必要があると考えております。

小林 博議員 民間委託の場合には住民サービスの低下にならないようにするというのは、一つの大原則でもありますし、同時に、既に一旦委託をしてしまいますとですね、あともう業者の、委託をした相手の言いなりにならざるを得ないという、そういう危険性もまた生まれてくるわけなんですねけれど、そういう意味から常に委託をしている事業のその内容についてですね、チェックをしていく必要があると思うのですが、それがどのようにこの計画の中では対応しようとしておるのかという、そのことを聞きたかったわけです。

副 町 長 この行革の中でですね、その辺まで踏み込んでは、今のところ検討はしておりません。例えば、今の指定管理について、例えば削減できるようなものがあるのかないのかということですね。それについてこの中ではしておりますけれども、指定管理は、例えば今回新たに出しております。その中で例えば、今おっしゃってる業者の言いなりということ、おっしゃってますけれども、当然その施設を運営していく中で、やはりお互い条件が合わなければ受けてもらえないというところもございますので、そういったことについては個々にいろいろ検討はしていかなければならないと思います。

小林 博議員 改めてですね、その面での日常的な点検・検討を含めて、今後の在り方を検討してほしいというふうに思います。これは常にですね、町の行政を直接やってる部分と同じような、そんな立場からの点検・検討が必要だらうというふうに思う

わけでございます。

次、第7次の計画の中でですね、デジタル化というのはもう国を挙げてでありますけれど、この効果というのはですね、どのように数値として出てきておるのか。デジタル化する経費だけでも、かなりの金額が要りますので、それが本当にどのようにですね、効果が上がっておるのかということあります。コピーライタ一代が幾ら減るというようなことは書いてありましたけど、それ以外にですね、これだけの投資にふさわしいその効果がどう上がっておるのか、その点について金額的な問題も含めてですね、お答えをいただきたいと思います。

企画財政課長 行政のデジタル化につきましては、経費の削減にはつながらないものが多くあります、住民サービスの向上を目的として実施するものでございます。第7次行政改革実施計画（案）の推進項目の7番、マイナンバーカード利活用の拡充での目標値をマイナンバーカードを活用した行政手続きの利用件数とし、項目8番では、行政手続きのデジタル化で目標値をインターネットを利用した電子申請届出件数とするなど、スマート窓口や電子申請など町民の利便性を図る自治体DXを推進することとしております。

小林 博議員 それで町民全員のですね、漏れ落ちなくやれるということであれば、そういうことも大いに推進ということになるのかもしれませんけれど、必ずそれにですね、取り残される人たちも多く出てくるわけでありますから、それへの対応をどうするのか。特に今問題になっておりますマイナンバーカードとの保険証の関係につきましてはですね、その更新の在り方とか、あるいは医療機関の対応のできるかどうかということも含めて、本当に問題になっておるところでありましてですね、デジタル化というふうなことがありますね、どうなのかという常にそんな疑問を持ちながら進めておるわけでありまして、1人も取り残さないというですね、そのことをよく言われますが、そういう立場で対応策も考えておいて進めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

副 町 長 おっしゃるところはしっかりとですね、取り残さないような形では取り組んでいきたいと思います。デジタル化が本当に行政の経費の削減になるのかっていうのは非常に難しいところだと思います。しかし、これらについていかなければなりませんので、その辺はなかなか難しいところですけども、どうしてもついてけない方、お年寄りとかございますので、そこにもしっかりと手を差し伸べながら進めていきたいと思います。

小林 博議員 私もね、私の周りにおる人間はですね、年の関係もあって、そういうことに弱い人間が多いもんですから、特に毎日のようにデジタル化の問題ですね、攻め立てられております。私もかなり無理をして、このタブレットについていこうと必死の努力はしておるんですけど、なかなか大変であります。そんな面でですね、効果の点がですね、どうなのかという、金銭的な面で本当に問題があるのではないかという、そんな思いを強くしておるところであります。

次に、検討事業の一覧の中で幾つかお伺いをしたいと思うんですけど、花を作つてお配りをするという事業が、縮小、あるいは廃止という方向になっております。これを話をしておりますとですね、花を大切にするまちは、花の多いまちは犯罪が少ないという、そういうふうな報告がありましたよというですね、そんな話を聞いたこともあるわけがありましてですね、ああ、そういうこともあるんですねかということですね、まだその本をまだ見てないんですけど、ぜひ見たいと思ってお願いをしております。そんな話もあったぐらいですね、花ということについても、その思いをされておる方が多うございました。そんなふうなことですね、立場からの再検討も要るのではないかというふうに思います。

それから、ちょっと弱い者いじめ的になっておるのではないかというふうな言葉でちょっと書いておりますけれど、人数の少ない障がい者対策の問題でありますとかですね、これは切ってもいいだろうというふうなことかもしませんが、人数が少なくともですね、障がい者の方がやっぱり外に出ようという、そういうことになるのを応援するというふうなことですから、これらを切るのはどうかというふうに思います。

それから放課後デイサービスの関係、これは福祉課の事業として、その助成事業がやられておるわけでありますけれど、やっぱり教育委員会もですね、子どもたちのことでありますので、しっかりと目を配ってほしいと思うんですね。実際上、どういうふうなことが具体的にされておって、子どもが成長する段階で必ず必要なことというふうにですね、認識をされておるかどうかの問題だと思うんですが、こうしたことが教育委員会でどのように検討されたのか、委員会でですよ、委員会の会議の中でどう検討されたのかということをお聞かせをいただきたいというふうに思っております。校舎の長寿命化の件についても、委員会の中でも前川議員からも一定の意見がありましたけれども、そういうことも含めてですね、教育委員会関係のこと、子どもに関することも多くございますので、これらについて教育委員会でどのように検討されておるのか、お聞かせいただきたいと思います。

教育長 放課後デイサービスのことを言われたんですが、障がいのある子どもの権利だと思っております。保護者の1割負担を削減するということですが、教育委員会で協議・検討はしておりませんが、福崎町行政改革懇話会で教育委員代表として出席していただいている委員に意見・考え・思いを述べてもらいたいと思っております。

小林 博議員 私はですね、教育委員会の委員さんの中から懇話会に代表が出ておるとおっしゃいますけれど、それに先立ってですね、毎月1回教育委員会開かれておるわけですから、こういうものが入ってますよということをですね、教育委員会の正式の議題としてですね、検討するということが必要ではないかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

教育長 教育委員会では、この具体的な内容については検討できておりません。というのも、福崎町の教育の内容とか方針、取組に変わりはございません。政治・政策に関する内容が多いと思っているからであります。しかし、教育には、教育は国家百年の大計とか、米百俵の精神とかいう言葉がありますが、安易に教育面・文化面において、行政改革の対象にはしてはならないというふうには思っております。

小林 博議員 いや、私の質問はね、校舎の問題、長寿命化の問題も含めて、この放課後デイサービスの件ですね、これを教育委員会の議題にしてもらえるかということを聞いておるわけです。教育長の思いを聞いているのではありません。それも大事ですけどね。しかし、教育委員会の議題としていただきたいということを言っておるんです。

教育長 議員のそういう意見に対して、次の教育委員会になるんですが、議題に上げたいというふうに思っております。

小林 博議員 町長のですね、見解をお伺いしたいと思うんですが、障がい者対策で人数の少ないようなものは幾つかありますが、先ほど言った私の見解を言ったとおりです。これについて、どのように考えられておるのか。取り残さないようにすると、1人の町民も取り残さないということを町長、よくおっしゃいますからですね、そういう立場から言いますとどうなのかという点、お聞かせいただきたい

いと思います。

町長 私の思いとしては、生活弱者、障がい者の方々につきましては、誰一人取り残さない行政を進めていきたいという思いは持っているところでございます。

行政改革検討事業の中にそういう障がい者の支援についての削減の項目も入っているところでございますが、それらにつきましては、町単独で行っている事務事業について、近隣市町に比べて、助成金や補助金が過大と考えられるものや、福崎町でしか行っていないものを適正な水準に見直したいという思いで行っているものでございまして、福祉の切捨てとは考えていないところでございます。

小林 博議員 人はですね、一番弱い立場に立たされたとき、苦しいときにですね、僅かな施策であってもですね、生きていこうという、そういう希望をですね、持つことができるということ、いつかここで話をしたことがあると思うんですけど、福崎町独自の施策がですね、ここで福崎町で生きていこうという、その気持ちで子どもを育ててきたという、そんな話をしたことがありますけれど、そんな面で町独自の施策はですね、他に比べて出過ぎておるんじゃなしに、ある意味誇っていい事業だというふうなこともあると思いますのでね、この面についてはですね、具体的にもう一度見直していってはどうかというふうに思っておるということあります。

次、ごみ袋の有料化の話も今日も出ましたけれど、この具体的な進め方については、どれぐらいの年次を予定をしておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

住民生活課長 有料化自体のその話なんですけども、具体的な金額や時期っていうのは、具体的にはまだ決まっておりません。

小林 博議員 いや、もう既に3町のですね、担当者の間ではそんな話し合いはされておるんでしょうか。

住民生活課長 議題としては上がっております。

小林 博議員 それをいつまでにまとめようというふうな、そのような計画はあるんでしょうか。

住民生活課長 これまでの答弁でもちょっと申し上げさせていただいたんですけども、慎重に進めないといけない問題かと思っておりますので、この行革の一環、それからごみ処理場の収支のバランスを保っていく中では検討しなければならない事項だというふうに捉えておりますので、無視はできない事柄だというふうに認識しておりますので、それを今一つにするとかっていうのは、ちょっとまだ決まっていないという答弁をさせていただきます。

小林 博議員 持込みごみとかそういうことじゃなしにね、ごみ袋を通じてということになりますと、全所帯ということが対象になると思いますのでね、その点について重視をしておるというふうにご理解をください。

企画財政課長、これがですね、ごみ処理場建設のための国庫補助のですね、一つの、国からの要件としてですね、こういうことを検討しなさいよということが国からの補助の条件になっておるんでしょうか。

企画財政課長 北部行政との会議では、北部行政の担当から、そういったことを聞いております。

小林 博議員 ですからですね、行政改革の計画の中にこういう項目を、国から補助をもらう手前上、上げておかなきゃならんというふうな側面もあるんだというふうにも思うわけですが、それならですね、ひとつ格好だけにしてですね、あまり住民の負担にならないようにしていただきたいなと思います。有料になってですね、まち中にごみがほかされるということになってしまふわけありますから、その点で

よろしくお願ひしたいと思います。

既に、下水道料金をの引上げをはじめ、国民健康保険税等々ですね、住民生活に係る部分の負担も大きくなっています。これ以上の福祉の削減や負担増は避けるべきではないかというふうに思うところがありますが、最後に町長の見解をお伺いしたいと思います。

町長 もう私といたしましては、今、作成中のですね、第7次行政改革大綱実施計画に基づいてしっかりと行政改革を進めるという姿勢で臨んでいきたいと思っております。

小林 博議員 どうも擦れ違いで、このまま終わるというわけにはいかんような答弁になりましたが、町がですね、町という法人が強くなることを目的として、住民の生活はどうなるかということが2番目になったのではですね、これはおかしいと思うんです。やっぱり住民の暮らしを守ること、その点がですね、やっぱり一番前に出てこないとというふうに思います。その点がですね、そのために最初に憲法25条を改めて振り返ったわけですから、住民の生活をどうするのかと。古来からですね。よく経世済民という言葉も使われますが、政治経済のですね、目的は、住民の生活を守ることにあるというですね、そこにあるんだという、そのことをですね、忘れないようにしてほしい。福崎町という町の単位が強くなる、町がお金をいっぱい込むという、そんなことが目的にならないようにですね、してほしいというふうに思うわけであります。

また、こういう言い方をしたら、町長に失礼になりますが、国や県から町長がなかなかよい町長だと思われるというようなことに思っておられないと思いますけど、そんなことにならんようにしていただきたいというふうに思います。

それから給食費の無償化、今年度、中学校が実施されましたが、今後の方向づけはどのようにこの行革を読みながら理解したらいいのかなと思うのですが、町長の所見をお伺いしたいと思います。

町長 私はですね、福崎町の重点事業で、子育て支援と教育環境の充実ということを言ってまいりました。教育環境の充実につきましては、長寿命化計画はですね、少し先送りさせていただかなければならぬ部分もあるというようなことは申し上げましたが、子育て支援の給食費の無償化については、段階的な給食費の無償化を進めると言っていた中でですね、中学生の給食費は無償化しております。これはきっちと進めた上で、今ですね、国ほうでは、学校給食の無償化という動きが出ているというふうにはお聞きしております。そのこともですね、しっかりと、私どもも後押しをしてですね、小中学校、国が無償化してくれるという動きをですね、私どもも後押しをしていきたいというふうに思っております。将来的に小中学校とも無償化になることを望んでおります。

小林 博議員 今年度、中学校は無料化されておるわけでありますが、財源から見ましてもですね、これが継続をさせるのかどうか、来年も継続させるのかどうか、その点についてどうなんですか。

町長 その部分については継続させる決意であります。

小林 博議員 ぜひですね、町の努力と、そうして国にも強く要求すべきだというふうに思つておるところでございます。

それでは次に、2番目の項目、契約問題に入ります。

昨年の決算審議、今年度の決算審議を通じて、契約の在り方について強く思うところがありました。昨年の随意契約は、金額130万円以上の契約の中、工事なら130万円、物品なら幾らですが、随意契約の基準金額以上の契約のですね、40%が随意契約になっていたという、そういう記憶であります。

今年度も数は減っておりますが、かなりの随意契約があつて、委員会でも報告をされました。一般競争入札、指名競争入札、随意契約、随意契約の中にはプロポーザルなどというのも最近入ってきておるようですが、それぞれの適用基準は、具体的に福崎町ではどのようにしておられますか。

企画財政課長 一般競争入札は、原則、予定価格が6,000万円以上の土木一式工事及びその他の工事、予定価格が1億円以上の建築一式工事が適用されます。指名競争入札については、一般競争入札以外で、予定価格が200万円を超える工事または製造の請負、150万円を超える財産の買入れ、80万円を超える物件の借入れ、50万円を超える財産の売払い、100万円を超える委託等が該当いたします。

随意契約につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により、福崎町財務規則で定める限度額、先ほどの指名競争入札の該当金額以下の場合や地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に該当する場合に行っております。

プロポーザル方式につきましては、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の、その性質又は目的が競争入札に適さないときに該当しまして、対象事業については、価格だけではなく、業務の内容が技術的に高度なもの、または専門的な知識が要求される業務であって、提出された技術提案に基づき、仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合に行っております。

小林 博議員 そういう基準に照らしてもですね、あくまでその基準が原則だと思うんですね。したがって、随意契約の数が多過ぎるというふうに思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

企画財政課長 決算審査特別委員会でお示ししましたが、令和6年度については、随意契約の割合が27%となっておりまして、ちょっと先ほど言わわれた4割ではございません。

小林 博議員 いや、それは去年の話。

企画財政課長 6年度決算ですね。

小林 博議員 5年度決算の話。

企画財政課長 5年度決算はちょっと高かったんですけども。

議 長 双方とも話をやめてください。

企画財政課長 それと随意契約につきましては、ほぼ大多数が電算関係等の契約でございまして、現在のシステム業者が改修を行う等、相手方が限定されるものでありますとか、ほかの業者に頼むと高額になるようなものについて、地方自治法施行令に基づいて随意契約を行っているものでございます。

小林 博議員 その際のですね、適正金額というのはどのように判断をされておるのかなというふうに思うわけであります。国が収入の低い世帯に幾らかお金を配ったりようなこと、そういうときに降りてきたときにですね、対象の人たちの名簿を出してくる、そういうふうな作業にですね、契約される金額というのはあまりにも大きいように思つたりしてですね、いつもそんな思いをしながら見ておりますが、その適正な金額かどうかというですね、随意契約にする場合ね、そこんとこの判断どうなんですか。複数のですね、見積り合わせなどやっておられるわけですか。通常、随意契約の場合はですね、町の財務規則では、いや、違うか、地方自治法施行令でしたね、167条の2でしたか。何かとにかく随意契約の場合は、2つ以上のというような、ありましたね、財務規則でしたかね。ですから、そういうふうなものを取っておられるのか、そういう見積り合わせも取らずにですね、もう決まったところにずっと流れていっておるという、そういう形で随意契約が増えておるというのはいかがかと思うんですが、その点

についてどうでしょうか。

企画財政課長 隨意契約での見積書の徴収につきましては、先ほど言われました財務規則の19条で規定されておりまして、原則2名以上の者から見積書を徴さなければならないこととなっています。

例外としましては、1件の契約金額が50万円未満の物品の購入、または修繕をするときや、契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるときは1者から見積りを徴収するものとしております。

原則、これに該当しない場合については、随意契約に係る取扱い要領で見積り徴収人数を定めておりまして、30万円未満が1人以上、30万円以上50万円未満が2人以上、50万円以上が3人以上としております。

なお、物品購入については、5万円以上30万円未満が1人以上、30万円以上150万円以下が2人以上としておりまして、原則は見積り合わせを行っているところでございます。

小林 博議員 その随意契約の中でですね、その基準が工事なら200万円以上と、その基準の上のもので、2以上の見積り合わせを取らずに契約をしておる数というのはどれぐらいありますか。

企画財政課長 令和6年度実績では、まちづくり課の草刈りの委託の1件だけでございます。

小林 博議員 それでは電子契約等についてもですね、見積り合わせは取られておるわけですか。

企画財政課長 現在、200万円以上の工事であれば、もう入札を行っております。

小林 博議員 いえ、すみません、コンピュータ関係のですね、契約ありますね、それらについてはどうですか。

企画財政課長 コンピュータ関係の新たな入替え等については入札を行うことはございます。現在のシステムの改修等については、先ほども申しましたとおり、1者随契が多いことがあります。

小林 博議員 そういうことがありますね、それぞれ一つ一つについては理由がつけられるわけですが、トータルをいたしますと随意契約が多くなっている。そして、そういう中でも1者随契ということはですね、かなり出てくるということにあるとすれば、やはり全体としてですね、やっぱり枠を感じるわけですから、それぞれ、いま一度慎重にですね、考え方直すということが必要ではないかというふうに思うわけであります。

この面については、今後広域行政でごみ焼却場の関係も、もう施設管理についても委託をされるわけですし、そういう面でもですね、ずっとこんな問題が出てくるというふうに思います。慎重な契約の在り方をですね、してほしい、原則に沿って進めるということでですね、してほしいというふうに思っておるところであります。

3つ目、国保・後期高齢者医療保険の今後について伺います。

負担と給付の現況と今後についてお伺いをいたします。

医療費4兆円削減ということが、さきの衆議院選挙の中でも言われましたが、その影響が心配であります。高額療養費の限度額の問題、OTC類似薬の問題、それからこの10月から後期高齢者の関係で、窓口負担が1割から2割になる人がかなりあるのではないか、全国で300万人を超えるというふうな報道がありましたけど、福崎町ではどれぐらいになっていくのか、そういう町民への影響の関係からどうなるか、お聞かせをいただきたいと思います。

ほけん年金課長 後期高齢者の関係なんですけども、2割負担は4年の10月から始まっていまして、今、その後3年間ですね、配慮措置というのがあります、1割負担で

あったときとの自己負担の差額が3,000円以上にならないようにするという配慮措置がありました、それがこの9月末で切れるということになっております。

福崎町の人で後期高齢の人で2割の負担をされてる方っていうのは、後期高齢全体の約20%程度でございます。8月末で言いますと、724人となってます。

その配慮措置の影響を受ける人なんですけども、ちょっと国が言ってると福崎町が広域連合に確認したのとでは数字が若干違ってはおるんですけども、6年の10月、11月の状況で申し上げますと、その2割負担の人のうち、約30%の人がその配慮措置の影響を受けたというふうに言われておりまして、6年ですと、2割負担の人数も少なくなる状況ですので、190人程度が、その配慮措置の影響を受けられていたと、いいほうに受けられていたという状況です。

小林 博議員 それでは、この190人ほどの人たちが、この10月から2割負担になるというふうに理解をしてよろしいわけですね。

ほけん年金課長 おおむね、そのような数字の人数で影響を受けられる方があります。

小林 博議員 それから令和8年度の国保税とかですね、後期高齢者保険を含めて、その税負担はどうなっていくでしょうか。子ども・子育ての支援金というものも改めて出てくるわけでありますし、その点を含めて、お示しをいただきたいと思います。

ほけん年金課長 子ども・子育て支援金につきましては、国民健康保険のみならず、全ての医療保険で、令和8年度から徴収をするということになってまして、令和10年度まで段階的に増額をされてまいります。

子ども・子育て支援金なんですが、国の大まかな試算ですが、令和8年度では、全制度の平均としまして、1人当たり平均月額の見込みで250円、国保の加入者でも同じく250円、後期高齢では200円というふうにされております。もちろん世帯や所得の状況によって変わってはまいります。

小林 博議員 それ月とか年とか、どうですか。

ほけん年金課長 今の金額は一月当たり、加入者1人当たりの支援金の金額となっています。

小林 博議員 そうなりますとですね、かなりの負担が令和8年度からは増えるということになります。そして一方で、この給付のほうもですね、減らされてくる、負担が増えるということになるわけであります。

そういう状況の中ありますから、福崎町の保険税なり、あるいは給付を含めての基本姿勢がどうなるのかという点であります。全ての市町村が県の示す国民健康保険税の税率に合わせてというわけでもありませんし、福崎町のこういう問題についての基本姿勢はどうなるのかという点が気になるところでございますが、その点について、町長の見解をお伺いしたいと思います。

町 長 子ども・子育て支援金の税負担の増ということでございますが、これはやっぱり国ですね、子どもをみんなで大切に育てていこうという方針の下で、各保険者がそれぞれ負担をして、子ども支援をしていく中で決まった事柄だと思いますので、このお金がですね、有用に使えるようにということを望んでおるものでございます。

小林 博議員 既にですね、中播磨4市町の中で、国民健康保険税は1世帯当たりでも、1人当たりでも福崎町が最高であります。しかし、そういう中でこの4市町の中で収納率は低いほうから2番目であります。このことがですね、税率アップの悪循環にもつながってくるというふうに思います。

そんな面でですね、6,000万円の基金が国民健康保険にできておるわけでありますから、来年度の予算編成をこれから進めるにあたって、国民健康保険税の在り方についてはですね、いま一度、住民の立場で考えてほしいというふうに

思っておるところであります。

さきに行政関係のところでもずっと触れてきましたように、様々な分野でですね、サービスの削減がやられていく。一方でこのようにですね、国民の負担、町民の負担が増えていくというふうになっていっておるわけですから、住民の生活をどう考えるんだ、どう支えるのだという点について、非常に心配をせざるを得ないというそんな状況でありますので、来年度の国民健康保険税の予算化、税の在り方については、よく考えてほしいというふうに思います。

町長 いろんなところで私、一緒に議論させていただいて、申し上げておりますように、決してですね、お金をためたりすることが目的ではございません。やはり、しっかりととした国民健康保険の運営ができるような、そういういたした状況にしておきたいという思いでございまして、それがひいては、被保険者の方の利益にもつながっていくんだろうというふうに思っております。

先ほど、小林議員さんから目標としていた6,000万がたまっているんじやないかということはですね、そのとおりでございますので、それもしっかりと受け止めながらですね、次回の料金の、国民健康保険料の算定には向かっていきたいと思っております。

小林 博議員 時間の関係もあってですね、次に移ります。

あとは、実務的な話でありますので進めたいと思います。

安全なまちづくり、1番、河川管理であります。

既に何人の方から言わされました。県及び町河川の土砂堆積、雑草繁茂が非常に激しい、集中豪雨や台風など災害の心配がされております。高齢化もあり、地域力に頼るのは無理があるという状況であります。県の具体的な計画内容を示してほしい。

それから七種川のJR線路、下流はですね、昨年草刈りをされませんでした。これは町が権限でありますので、その周囲は住居がですね、河床よりも低いというふうに感じておるところでもありますので、今年は必ず実施をしてほしいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 先ほどの吉高議員、牛尾議員の質問にも答弁させていただいたとおり、令和7年度におきましては、七種川では長野橋の上流域で今後実施する測量結果を鑑み、浚渫が必要であると判断される箇所について実施すると聞いています。また、雲津川におきましては、流水断面内の立木伐採など局所的な対応を検討していると聞いています。

町河川については、西谷川の浚渫を10月末に発注することで予定しています。また、河川美化事業に係る七種川の草刈りにつきましては、11月末に発注することで予定をしています。

小林 博議員 11月ですね、はい、ありがとうございます。それでは、必ず実行されるよう力求めておきたいと思います。

次に、国・県道の整備であります。これも町民の方からのいろんなご意見、要望、事故等の関係もありまして多い問題であります。

町内の国・県道は広範囲な立場からの幹線であると同時に、住民の生活道路であります。その整備計画は本年度どのようになっておるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

さらにまた、道路側溝等で蓋のがたつき等の対応も求められておりますが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 現在進行しております国道・県道の事業につきましては、甘地福崎線は福崎高校前湯口踏切付近から北へ約320mの道路改良、西田原姫路線は田尻交差点

から南へ約230mの道路改良、三木宍粟線は姫路市の境から東へ約1kmの路肩拡幅、前之庄市川線は長野橋交差点から北へ約280mの路肩拡幅、中寺北条線は平田川の西約30mの付近から、さらに西へ約120mの道路改良が計画されております。

本年度につきましては、このうち、西田原姫路線では用地測量、前之庄市川線では電柱移転が予定をされております。

また、蓋のがたつきについてですが、おっしゃるところは、主に甘地福崎線の側溝蓋だと推定しますが、甘地福崎線の側溝蓋につきましては、点的には補修しておりますが、線的に傷んでいるわけではないので、その都度、点的に修繕しているような状況ではございます。

小林 博議員 次に、高速道路の法面の管理についてであります、今年はどのように進められる計画でしようか。

昨年は、私も道路公団に直接行って要望もしてきたわけありますが、周囲の町民からの要望もかなり大きな声もありますので、その点について、町として対応してほしいというふうに思っておりますが、どうでしょうか。

まちづくり課長 NEXCO西日本福崎高速道路事務所からは、法面の管理につきましては、現地の状況を鑑みながら、年に1回か2回草刈りをしていると聞いています。町からもですね、特にボックス周辺の交差点付近におきましては、雑草等が生い茂ると視界が遮断され危険であるため、適切な管理をお願いしているところでございますが、適切な維持管理がなされていないと確認したときや、そういった情報が届いたときには迅速に対応していただくよう調整したいと思います。

小林 博議員 七種川の西側など一部はですね、一昨日あたりから、ちょっと手がつけられたようでもあります、引き続きですね、町としても取組をしていってほしいというふうに思います。やっぱり町が直接行ってきたというのとですね、個人が行つてきたというの、重みもまた違いますのでね、よろしくお願ひをしたいと思います。

それから県道甘地福崎線の問題についてであります。

調停にですね、無制限な時間を消費しておるというふうにばかり思って納得ができません。しかも、その調停で話し合われてる内容が明らかにされないので、一層不審が募ることになります。その間、固定資産税はずつともらわないままということでは、なおさら住民の理解も得られにくいものであります。

この問題についてはですね、なかなか話合いで、調停で解決するのは難しいんだろうというふうに思いますが、町の基本的な姿勢をですね、改めて厳しく考えるべき時期ではないかと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

技 監 県道甘地福崎線の状況についてお答えいたします。

これまで、6回の調停が開催されました。しかし、相手方は譲歩を求めるばかりであります、9月3日の第6回調停では、裁判所の意見も踏まえまして、今後不調となる見込みとなりました。

調停は原則非公開なのですが、町としましては、これまでの協議内容などを議会に説明する必要があり、その結果を踏まえてですね、正式に不調としたいという考えを説明して、相手方からの異議はございませんでした。

ということで、これまでの協議内容の概要をご説明させていただきます。

調停で最も問題になったのは、根抵当権の抹消でございます。

そもそもですね、無償提供というのは相手方からの申出でありまして、当然、相手方の責任で抹消されるものと町のほうは考えておりました。

ところがですね、相手方は抹消に見合う金銭、または代替地の提供を求めてお

ります。町としましては、鑑定士の意見も示しながらですね、道路拡幅により土地の担保価値が上がる、また、根抵当権をですね、設定されてない土地もございます。その残地へのですね、根抵当権の付け替えも可能ではないかといった考えをですね、主張してまいりましたが、合意に達することはできませんでした。

そのため、やむなくですね、事業箇所の一番北側にございます根抵当権のない土地に限定した先行解決を調停の中で提案をいたしました。

具体的にはですね、協定書に記載のない事業用地外の建物の取壟し費用、もしくは切取り費用の補償を県が検討するという譲歩案を提案いたしましたが、相手方はですね、さらに、建物の再構築費用を補償せよといった要求を重ねるなどですね、そういった要求を主張するのみで、これも合意に達することはできませんでした。

このような状況を踏まえまして、今後ですね、県とも調整の上、詳しい協議内容などを10月の民生まちづくり常任委員会でご報告させていただきまして、その後、10月29日に第7回調停を予定しておりますが、そこで正式に不調とする予定でございます。

小林 博議員 不調としたその後はどうする予定でしょうか。それから固定資産税の減免はいつまで続ける予定でしょうか。

技 監 調停のその後もですね、県とも調整の上、また、10月の民生まちの常任委員会でご説明したいと思っております。

あと、減免してまいりました固定資産税ですが、こちらのほうはですね、まだ協定が生きている状況でございます。仮にですね、協定が無効になるという事態になりましたら、損害賠償請求もですね、視野に入れた返還を求めてまいりたいというふうに考えております。

小林 博議員 10月の委員会で報告するということではあります、調停が不調ということになれば、本訴訟に入るのかどうか、そういうことも含めてですね、答弁を求めたいと思います。

技 監 調停その後の裁判についてですけども、本事業の始まりでございます平成24年の協定書はですね、用地の無償提供という相手方の善意をですね、前提に締結しております、根抵当権者や、あと仮登記地のですね、登記名義人というのは協定に入っておりません。このためですね、裁判をして仮に、協定を履行せよという判決が出たとしてもですね、この問題となっている根抵当権の抹消とか、あと仮登記地の本登記というのを相手方以外のですね、各権利者に求めることはできないというのが弁護士の意見であります、問題の根本解決には至らない可能性が極めて高いという状況でございます。

また、裁判はですね、経緯を知らない方から見ると、町は民間企業に寄附を強要してると受け取られかねないとも思っております。さらにですね、本道路事業は、令和8年6月に県の投資事業審査会の事業再評価を受ける必要がございます。仮に裁判中となればですね、事業評価のときに、用地が無償か有償か決まらなければ評価できない、判決が出るまでは、事業は休止となることが避けられない状況でございます。

こうした状況を踏まえてですね、今後の対応を県も含めて調整しまして、繰り返しで申し訳ございませんが、その結果を10月の民生まちづくり常任委員会でご報告させていただきたいと思っております。

小林 博議員 何か今の話を聞いておりますとですね、何かしら町がだまされてきたような感じもいたします。もう固定資産税についてもですね、損害賠償ということを言つても時効になる部分も出ておるでしょうしね、なかなか納得のいかないところで

ありますが、基本的な方策をですね、求めて、納得のできるですね、対応を求めていきたいというふうに思います。

次に、環境問題の懸案事項であります、まず高橋の不法投棄の問題。前定例会以降の取組状況はどうなのか、現状を固定化するのは問題であります。他自治体での類似事例の検討など、解決への努力をどのように進められておるでしょうか。

住民生活課長 これまでと同じ答弁になって、もう大変申し訳ないんですけども、県とは6月議会以降も協議を続けております。また、原因者にも再三連絡を取っておりますが、なかなか前に進んでいないような状況です。

原因者への告発や、また県による代執行等も考えられますけども、原因者が処罰を受けるとなった場合は、現場の進捗が何もなくなりまして、それならば少しでも現場が改善するようにということで継続して指導を行ったほうがよいという方針で進めております。決して軽視しているわけではなく、町の抱える問題として大きな事案であることは十分認識しております。

小林 博議員 この業者がですね、他でも類似の事件を起こして刑事事件になっておるというふうなこともあったと聞いたこともあるわけでありますけれど、町もですね、しっかりととした対応を取らないと、この問題の惹起してきた経過から言いますと、行政の責任、これもないとは言えないというふうに私は思っておるところでありますので、しっかりととした取組をですね、求めていきたいというふうに思います。

次に、板坂のところの町道198号線でよかつたかな、判決確定後の町と福崎財産区の取組について、具体的にどのように進めていかれるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

まちづくり課長 この被告側は、控訴棄却を受けて、令和6年10月31日に控訴判決を破棄する旨の上告状兼上告受理申立書を大阪高等裁判所に提出しましたが、令和7年4月10日に上告を棄却する決定がなされました。

よって、被告側が町道敷地及び福崎財産区敷地上の放置車両を撤去することになります。車両の撤去等動きがあるかどうか現地を定期的にですね、確認しておりますが、判決以前と同様、町道の敷地内において車の入替えを行うなど、依然として同敷地を利用し、撤去する兆しがございません。

このため、強制的な撤去に向け、弁護士から裁判所の執行官と打合せの日程調整を行っているところで、年明けに撤去に着手できるよう、福崎財産区と歩調を合わせて取り組んでいきたいと思います。

小林 博議員 いずれにしてもですね、さきの高橋の問題も含め、福崎町はですね、こういうことについては大変緩い町だというふうにですね、思われてもたまつものではありません。町民にも行政改革で厳しいことを言わんとされておるわけでありますからですね、こんな無法な状態を放置をするということのないように、町長の所見を求めておきたいと思います。

町 長 両案件については、しっかりと取り組んでいきたいと思っているところでございます。この板坂のですね、町道の問題につきましては、これは県から産業廃棄物でないという見解が示されておりますので、町の責めにおいてきっちりとやっていかなければならないということで進めております。

もう一つの案件はですね、これも再三申し上げているんですけども、産業廃棄物だということでございますので、権限は県にございます。けれども、福崎町で起こった事案であるということは、もうそのとおりでございまして、県と歩調を合わせてですね、一緒になって、この問題の解決にあたっていきたいというのが福崎町の方針でございます。

小林 博議員 この高橋の件はですね、一番最初に委員会で話が出たときに、尾崎町長は当時副町長をしてですね、このようなことは絶対許さないということを表明されたことを強く覚えております。町長もお忘れではないというふうに思いますので、そのときの気持ちをですね、思い起こして頑張って対応していただきたいというふうに思います。

以上です。ありがとうございました。

議 長 以上で、小林 博議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

以上で、本定例会 4 日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会 5 日目は、明日 9 月 26 日、午前 9 時 30 分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散会 午後 3 時 14 分